

平成18年厚岸町議会第3回定例会会議録		
招 集 期 日	平成18年9月13日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成18年9月13日 午前10時00分
	延 会	平成18年9月13日 午後 4時22分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	佐々木 敬 治	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 18名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	デイサービス センター施設長	桂川実(兼務)
助役	大沼隆		
総務課長	田辺正保	出納室長	柿崎修一
税財政課長	佐藤悟	教育長	富澤泰
まちづくり 推進課長	北村誠	教委管理課長	米内山法敏
		教委指導室長	酒井裕之
町民課長	久保一将	教委生涯 学習課長	藤田稔
保健介護課長	豊原隆弘		
福祉課長	松見弘文	教委体育 振興課長	松浦正之
環境政策課長	小島信夫		
産業振興課長	大崎広也	監査委員	今村實
建設課長	佐藤雅寛	監査事務局長	松澤武夫
病院事務長	斉藤健一	農委事務局長	藤田稔
水道課長	高根行晴		
特別養護老人 ホーム施設長	桂川実		

1. 会議録署名議員

1 番	室崎正之		
2 番	安達由圃		

1. 会期

9月13日から9月15日までの3日間(休会なし)

1. 議事日程及び付議事件  
別紙のとおり

1. 議事の顛末  
別紙のとおり

厚岸町議会第3回定例会議事日程

(18.9.13)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		議会運営委員会報告書
第3		会期の決定
第4		諸般報告
第5		例月出納検査報告
第6	陳情第3号	「お供山」に道路をつけることについての陳情書
第7	認定第1号	平成17年度厚岸町水道事業会計決算の認定について
	認定第2号	平成17年度厚岸町病院事業会計決算の認定について
第8	議案第88号	助役の選任に対する同意を求めることについて
第9	議案第89号	教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて
第10		一般質問

## 厚岸町議会 第3回定例会

平成18年9月13日  
午前10時00分開会

- 議長（稲井議員） ただいまより平成18年厚岸町議会第3回定例会を開会いたします。
- 議長（稲井議員） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、室崎議員、2番、安達議員を指名いたします。
- 議長（稲井議員） 日程第2、議会運営委員会報告書を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。  
9番、松岡委員長。
- 松岡委員長 去る9月11日、議会運営委員会を招集し、本定例会の議事運営について協議したので、その内容について報告いたします。  
報告についてであります。議会から諸般報告、例月出納検査報告がなされます。  
各委員会から予定される案件についてであります。各常任委員会及び議会運営委員会から、閉会中の継続審査申し出書が提出される予定であります。これらの案件については、すべて本会議において審議することに決定しました。  
次に、議会提出の案件についてありますが、陳情第3号「お供山」に道路をつけることについての陳情書については、総務常任委員会への付託の上、閉会中の継続審査にすることにいたしました。  
意見書案第6号 ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める要望意見書についてと、10月23日に弟子屈町で開催される町村議員研修会の議員派遣については、それぞれ本会議において審査、議決をする予定であります。  
次に、町長提案の議案についてありますが、認定第1号及び第2号、各企業会計決算認定については、企業会計決算審査特別委員会へ付託し、会期中に審査することにいたします。  
議案第88号から第102号への人事案件を含む各議案については、すべて本会議で審査することに決定いたしました。  
次に、議案第103号から第106号、厚岸町一般会計補正予算外3件の補正予算については、各会計補正予算審査特別委員会に付託し、会期中に審査することに決定いたしました。  
次に、一般質問であります。指定期日までに通告があったのは7人です。

最後に、会期でございますが、本日9月13日から15日までの3日間と決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

●議長（稲井議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（稲井議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたように、本日9月13日から15日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日9月13日から15日までの3日間とすることに決定しました。

なお、会期中の予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（稲井議員） 日程第4、この際、諸般の報告を行います。

まず、本定例会に提出されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成18年6月21日開会の第2回定例会終了から本日までの会議の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（稲井議員） 日程第5、例月出納検査報告を議題といたします。

今般、監査委員より別紙のとおり、例月出納検査報告がなされております。ご参考にご供していただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 日程第6、陳情第3号 「お供山」に道路をつけることについての陳情書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

●議事係長（高橋係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

●議長（稲井議員） お諮りいたします。

本陳情書の審査の方法につきましては、議会運営委員会報告にありましたとおり総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

2番。

●安達議員 ちょっとここで担当課にお聞きしたいんですけども、今の内容を聞きますと避難道路をつくりたいということなんです。先日、まちづくりでもって各地域ごと、津波に対してのシミュレーションがありました、映像を私も見たんですけども、ちょっと忘れちゃったんですけども、このお供山の近くの近辺、シミュレーションの中であのあたりはどのくらいの津波が予想されていたか、わかれば教えていただきたいんですけども。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答えさせていただきたいと思います。

2番議員おっしゃるとおり、津波のシミュレーション、ことしの春に出されまして、そちらは町に届いております。その件につきましては、さきのまちづくり地域懇談会で各住民に見せておりますし、なお、議員皆様におかれましても7月24日の議員協議会においてこの津波シミュレーションの内容についてご説明をさせていただいているところでもございます。

湖南地区の浸水予測区域でございますけれども、このシミュレーションは500年に1度という500年間隔地震、これを想定した津波の予想浸水区域というものが示されてございます。海岸から湖南地区につきましては、梅香町、厚岸小学校手前までが一応浸水区域のシミュレーションというふうになってございます。このシミュレーションにつきましては地質調査等の科学的データによりましてシミュレーションされた最新の予測図という形の中で示されているものでございまして、ただいま申しました厚岸小学校から以降の上部といたしまししょうか、高台の厚岸中学校の方に向かいましての区域でございますけれども、こちらについては浸水区域から外れている。つまりは、ここが実質的な避難区域に該当するというふうにとらえてございます。

●安達議員 わかりました。

●議長（稲井議員） 9番。

審議ではございません。委員会に付託するかどうかということなので、それを踏まえて発言をしていただきたいと思います。

●松岡議員 それについてちょっとお伺いしたいんですが。

話を聞くとところによれば、町長の方にはこの陳情書が出されていないというふうに聞いているが、それをどういうふうに理解していますか。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

おっしゃられるとおおり、町長の方にはこの陳情書は提出されてございません。

しかしながら、この議会にこの陳情書が提出されている。つまり自治体に対して、いわゆる正規の形での陳情書が提出されている。この議会での審議等々を経まして、その結果に基づいて町の理事者の方にこの陳情事項が上がってくるものと、このようにとらえてございます。

●議長（稲井議員） 9番。

●松岡議員 このことについてはある程度のことは口頭なりなんなりで理事者は聞いているんですか。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 議会にこうした陳情が提出されているという内容についてはお聞きをいたしております。

●議長（稲井議員） 9番。

●松岡議員 最後の質問なんですけれども、執行者は町長なんですよ。議会が執行するわけじゃないです。ましてや、大きな予算が絡む陳情であります。もしこれを採択するとするならば、執行権の侵害にもなるのではなからうかと、こう思いますが。これについての町長の考え方をお聞きしたいと思います。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

陳情につきまして、ご承知のとおり厚岸町議会規則で規定されていることとさせていただきます。当然、町民から町政に対しての要望、またこうしてもらいたいという陳情については許されておるわけとさせていただきます。その後、議会において可否について協議の中で、その結果によって当然予算が伴うものでありますならば、その町財政の中で行政としては判断をしなければなりませんし、また、町行政という立場からいろいろと、予算のみならず行政課題としての必要度においての考え方に立って、いろいろと判断をしなければならぬわけとさせていただきますので、議会はあくまでも議決機関であります。

●議長（稲井議員） 再度お諮りいたします。

この件につきましては、先ほど申し上げたように総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることに決定しました。

- 議長（稲井議員） 日程第7、認定第1号 平成17年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第2号 平成17年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、本2件の提案理由の説明を求めます。  
水道課長。

- 水道課長（高根課長） おはようございます。

ただいま上程いただきました認定第1号 平成17年度厚岸町水道事業会計決算の内容についてご説明申し上げます。

決算報告書の1ページをお開き願います。

平成17年度厚岸町水道事業会計決算報告書でございます。

収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

初めに、収入についてですが、1款水道事業収益では、予算2億5,270万8,000円に對しまして、決算では2億5,385万9,954円となり、予算に對し115万1,954円、0.46%の増となっております。

これは、1項営業収益で、予算2億5,257万1,000円に對し、決算では2億5,372万3,120円となり、予算に對し115万2,120円、0.46%の増となったものであります。

2項営業外収益では、予算13万7,000円に對し、決算では13万6,834円となり、予算に對し166円、0.12%の減となったものであります。

次に、支出についてでございますが、1款水道事業費用では、予算2億4,380万6,000円に對しまして、決算では2億4,110万8,873円の執行で、269万7,127円、1.1%の不用額となっております。

これは、1項営業費用では、予算1億9,732万6,000円に對し、決算では1億9,494万4,357円の執行で、238万1,643円、1.2%の不用額でございます。

2項営業外費用では、予算4,628万円に對し、決算では4,616万4,516円の執行で、11万5,484円、0.25%の不用額でございます。

4項予備費につきましては、支出がありませんでしたので、20万円全額不用額でございます。

2ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入についてですが、1款資本的収入では、予算7,422万1,000円に對しまして、決算では7,417万5,908円となり、4万5,092円の減でございます。

これは、1項企業債では、予算6,720万円に對しまして、同額の決算であります。

4項他会計補助金は、予算161万5,000円に對しまして、同額の決算であります。

5項工事負担金では、予算467万1,000円に對しまして、決算では462万5,100円で、4万5,900円の減でございます。

6項補償金では、道道床潭筑紫恋線道路改良工事に伴い送水管が支障となり、その水



道管移設に係る費用として、北海道からの補償金73万5,000円を予算計上しておりましたが、事業費確定により808円の増額となったものでございます。

次に、支出でございます。

1款資本的支出では、予算1億4,889万7,000円に対し、決算では1億4,865万3,756円となり、24万3,244円の不用額であります。

これは、1項建設改良費で、予算1億40万4,000円に対し、決算では1億16万1,240円の執行で、24万2,760円の不用額となったものでございます。

2項企業債償還金では、予算4,849万3,000円に対しまして、決算では4,849万2,516円となり、484円の不用額であります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,447万7,848円は、過年度分損益勘定留保資金4,630万5,115円、当年度分損益勘定留保資金2,340万3,151円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額476万9,582円で補てんしたものであります。

3ページから5ページまでは、損益計算書、剰余金計算書であります。内容につきましては、記載のとおりでありますので、ご説明は省略させていただきます。

6ページをお開き願います。

平成17年度厚岸町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

17年度末の未処分利益剰余金は、16年度の繰越利益剰余金が209万6,064円と17年度分の純利益729万5,414円を合わせた939万1,474円を利益剰余金処分額として、減債の積立金に200万円、建設改良積立金に250万円、合計450万円を積み立てたしまして、残る489万1,474円を翌年度の繰越利益剰余金として繰り越しするものでございます。

7ページから8ページは貸借対照表であり、平成18年3月31日現在の財産状況を示したものであります。内容は記載のとおりとなっております。

次に、9ページからは、事業報告の内容となっております。

9ページから11ページまでは事業の概況であり、内容は記載のとおりとなっております。

12ページをお開き願います。

2工事といたしまして、(1)は、建設改良の概況を記載しております。

内容といたしましては、老朽管及びライフライン確保に伴う布設工事及び布設替え工事として、住の江町国道44号線污水管及び配水管新設、道道床潭筑紫恋線道路改良工事に伴う送水管移設工事、門静地区バイパス管新設工事、厚岸大橋配水管布設替え工事、配水管流量計設置工事、仕切り弁整備工事の6件、2,950万2,900円と、昭和49年に建設以来31年を経過し、老朽化が著しい浄水場の機械設備、電気設備のほか、取水堰堤制水弁改修、床潭ポンプ場流量計設置、床潭地区ポンプ場の運転制御装置設置工事の5件、4,284万円を合わせ、工事費合計で7,234万2,900円となりますが、これに事務費48万9,337円を加え、合計7,283万2,237円を執行したものでございます。

次に、13ページの、(2)メーター設備費の新設給水装置工事メーター器の設置状況ですが、新設メーター器口径13ミリから40ミリまで29個を230万5,403円で執行し、8年間の満期終了によりますメーター器の取りかえについては、13ミリから75ミリまで598個を2,248万7,850円で執行しております。

次に、3業務、(1)の業務量についてであります。

給水状況のうちの給水人口は1万204人で、前年度比170人の減、給水戸数は5,355戸で、前年度比90戸の減、配水量は154万1,135立方メートルで、前年度比1万3,517立方メートルの減、有収水量は109万1,124立方メートルで、前年度比1万7,343立方メートルの減、有収率は70.8%で、前年度比0.5ポイントの減、一日平均配水量は4,222立方メートルで、前年度比37立方メートルの減、一日最大配水量は5,662立方メートルで、前年度比40立方メートルの増となっております。

次に、(2)事業収入に関する事項であります。

14ページをお開き願います。

(3)事業費に関する事項であります。お手元に配付の認定第1号説明資料により説明いたします。

認定第1号説明資料、平成17年度厚岸町水道事業会計決算に係る収益的収支説明書(消費税抜き)でございます。

まず、収入であります。1款1項1目給水収益では、2億4,125万7,067円の収入で、前年度比98.9%となっております。

説明欄で申し上げます。一般用は121万304円、0.4%の減となり、要因としまして、夏場の天候不順による使用水量の減、また、近年、町民の方々の節水及びリサイクル思想の浸透など、水利用の意識が変わってきておまして、節水器の普及などにより使用水量の減につながっているものと考えております。営業用は、86万2,858円、4.7%の減、団体用は51万9,067円、1.6%の減、工業用は282万991円、6.4%の増で、水産加工場での使用水量の増によるものと考えられます。農業用は2万2,438円、12%の増であります。浴場用は1万1,609円、3.6%の減、臨時用は36万9,505円、54.0%の増で、町内での建築工事等の増に伴う使用水量の増と考えております。尾幌簡易水道では117万9,791円、14.4%の減、尾幌農業水道では203万5,172円、9.8%の減、小島簡易水道では219円、0.01%の減であります。これは、尾幌地区内の漏水箇所修理に伴い、尾幌地区へ分水している総水量の減により減となったものでございます。

2目受託工事収益では、38万4,000円の収入で、前年度比92.3%であります。これは、前年度52件あった給水工事が平成17年度は48件で、4件の減に伴います設計審査及び工事検査手数料が減となったものでございます。

2項1目他会計補助金では、一般会計から補助がなかったためゼロ円となっております。

2目受取利息及び配当金では、12万7,834円で、預金利息5,027円の減、貸付金利子8万6,803円の増でございます。

3目雑収益では、8,785円で、前年度比13.9%であります。これは、配水管破損補償金で4万7,385円の皆減、その他の雑収益では7,215円の減となったものでございます。

次に、支出であります。

1款1項1目原水及び浄水費では、4,341万157円となり、前年度比101.1%でございます。主なものとしては、薬品費は134万1,685円、11.8%の増で、凝集剤の単価のアップのほか、粉末活性炭及び液体活性ソーダの使用料の増によるものでございます。その他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

2目配水及び給水費では、895万1,319円で、前年度比125%でございます。主なものとして委託料165万4,700円の増で、給水管漏水調査の増によるものでございます。その他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

4目総係費では、4,956万3,142円で、前年度比84.9%であります。これは、企業職員5名分の基本給の10%カットにより、給料手当、法定福利費が減となったものでございます。その他については、説明欄記載のとおりでございます。

5目減価償却費では、8,813万6,242円で、前年度比103.4%であります。これは、説明欄記載のとおり、平成16年度までの取得者に伴う減価償却費の増でございます。

6目資産減耗費では、237万1,100円で、前年度比90.0%であります。説明欄記載のとおりでございます。

次に、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費では、4,205万316円となり、前年度比99.0%となっております。これは、企業債利息の減によるものでございます。

2目消費税及び地方消費税はゼロ円となっております。

3目雑支出ではゼロ円となっております。

次に、当年度の純利益でございますが、729万5,410円で、前年度比150.6%となっております。算出内容につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

次に、決算書の14ページへお戻り願います。

(4)の給水装置工事の状況についてであります。これは、新設の給水工事が48件、前年度比4件の減となっております。

(5)委託調査業務についてであります。上水道配水管漏水調査を439万575円で執行したものであります。

15ページをお開き願います。

4会計、(1)企業債の概況、(2)議会の議決を経なければ流用できない経費の決算についてであります。記載のとおりでございます。

16ページから21ページまでは、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書であります。内容は、いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上、大変簡単な説明であります。認定第1号 厚岸町水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） 次に、病院事務長から病院会計の決算説明を求めます。  
病院事務長。

- 病院事務長（斉藤事務長） ただいま上程いただきました認定第2号 平成17年度厚岸町病院事業会計決算の内容についてご説明申し上げます。

決算書の1ページをお開き願います。

平成17年度厚岸町病院事業会計決算報告書でございます。

まず、収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

収入であります。1款病院事業収益では、予算11億1,609万7,000円に対し、決算で

は11億2,778万5,230円となり、予算に対し1,168万8,230円、1%の増となっております。

これは、1項医業収益で、予算9億1,131万6,000円に対し、決算では9億2,273万9,964円となり、予算に対し1,142万3,964円、1.3%の増となったものであります。

2項医業外収益では、予算2億478万1,000円に対し、決算では2億504万5,266円となり、予算に対し26万4,266円、0.1%の増となったものであります。

次に、支出であります。1款病院事業費用では、予算13億9,604万6,000円に対し、決算では13億7,078万7,932円の執行で、2,525万8,068円、1.8%の不用額となっております。

これは、1項医業費用で、予算12億8,049万9,000円に対し、決算では12億6,115万3,271円の執行で、1,934万5,729円、1.5%の不用額であります。

2項医業外費用では、予算1億1,544万7,000円に対し、決算では1億963万4,661円の執行で、581万2,339円、5%の不用額であります。

3項予備費では、予算額10万円に対し支出がなく、全額不用額となったものであります。

2ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

収入では、1款資本的収入、予算1億2,343万6,000円に対し、決算は1億2,343万4,996円で、予算に対し1,004円の減であります。

これは、1項補助金で、一般会計及び防衛施設周辺整備の補助金であります。

次に、支出でございます。

1款資本的支出では、予算1億2,343万6,000円に対し、決算では1億2,343万4,996円、1,004円の不用額であります。

これは、1項建設改良費で、予算1,664万3,000円に対し、決算では1,664万2,500円、500円の不用額でございます。

2項企業債償還金では、予算1億679万3,000円に対し、決算では1億679万2,496円、504円の不用額であります。

3ページは、事業損益計算書でございます。

収益から費用を引いた計算書でございますけれども、下から3行目にあります当年度純損失が2億4,803万3,702円で、前年度と比較いたしまして1億2,251万100円の収支の改善を図りましたが、残念ながら平成17年度の単年度欠損金であります。その下にあります前年度繰越欠損金は、平成16年度までの累積欠損金であり、これらを合算した額が一番下の金額となりまして、10億4,876万6,784円が平成17年度末累積欠損金でございます。

4ページをお開き願います。

4ページ、5ページでございますけれども、剰余金計算書、5ページ下段は欠損金処理計算書でございます。平成17年度末累積欠損金10億4,876万6,784円を翌年度へ繰り越す内容でございます。

6ページをお開き願います。

6ページ、7ページでございますけれども、貸借対照表でございます。平成18年3月31日現在の財産状況を示したものであります。内容につきましては、記載のとおりでござ

いますので、説明は省略させていただきます。

8ページをお開き願います。

8ページ、事業報告書でございますが、記載のとおりでございます。説明を省略させていただきます。

9ページは議会議決事項、行政官庁認可事項は記載のとおりでございます。職員に関する事項については、正職員数が前年度末74人が本年度末68人で6名の減、臨時職員が前年度末42人が45人ございまして3人の増、全体では3人の減となっております。

10ページをお開き願います。

10ページは資産取得の概況であります。医療機械4点を取得しております。

次に、業務の内容であります。患者数を前年度と比較いたしますと、入院患者数は、延べ数で1,202人、一日平均3.4人のそれぞれの減、外来患者数では、延べ数で2,647人、一日平均で11.6人のそれぞれの減であります。

次に、病床利用状況であります。一般病床で1.2%、療養病床で10.3%、指定介護療養型病床で1.3%、それぞれの減となりまして、全体では3.4%の減であります。

11ページは事業収入に関する事項、12ページは事業費に関する事項であります。内容につきましては、お手元に配付をさせていただいております1枚物のA3の用紙、平成17年度厚岸町病院事業会計決算に係る収益的収支説明書（消費税抜き）により説明をさせていただきます。

まず、収入でございます。

1款1項1目入院収益では、4億6,951万8,887円の決算額で、前年度と比較して8.3%の減となっております。内容につきましては、患者数1,202人の減で、金額でも一人一日当たり745円の減となりまして、全体では4,237万4円の減となっております。

2目外来収益では、4億601万3,217円で、前年度対比1.5%の減となっております。内容につきましては、患者数が2,647人減、一日一人当たりの金額では308円の増であります。全体では604万9,874円の減となっております。

3目その他医業収益では、4,506万8,348円で、前年度対比6.4%の減となっております。その主なものは、室料差額収益の減であります。

次に、2項1目受取利息及び配当金では、29円で、預金利息であります。

2目患者外給食収益では、151万7,067円で、前年度対比25.4%の減、職員用給食の減であります。

3目その他医業外収益では、642万6,062円で、前年度対比16.8%の減、医師住宅使用料の減が主なものであります。

4目他会計補助金では、1億9,662万9,004円で、前年度対比6%の増、一般会計からの補助金1,116万2,077円の増であります。

5目雑収益では、195円で、前年度対比38.1%の減であります。

次に、支出でございます。

1款1項1目給与費では、7億3,266万2,134円で、前年度対比18%の減、内容につきましては、年間平均で医師1.5人、看護師ほか医療技術員6.1人の減、及び10%基本給の削減、3年に1度発生いたします退職手当組合特別負担金の減によるものであります。

2目材料費では、2億1,015万7,056円で、前年度対比6%の増であります。内容につ

きましては、医薬品、診療材料費の増によるものであります。

3目経費では、2億3,594万2,579円で、前年度対比3%の減であります。内容につきましては、記載のとおりでございますけれども、CTの管球取りかえ経費等修繕費で750万966円、内科外科医師派遣負担金205万9,552円、燃料費125万9,141円の増がありますが、消耗品費で124万5,396円、光熱水費98万3,582円、2階看護病棟人材派遣及び給食などの委託料1,199万3,692円、交際費125万5,030円、諸会費111万3,474円の減が主なものであります。

4目減価償却費では、7,769万1,021円で、前年度対比7%の減であります。

5目資産減耗費では、71万9,010円で、前年度対比10.6%の減であります。

6目研究研修費では、336万9,268円で、前年度対比44.2%の減、図書費、旅費交通費、研修雑費の減であります。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費では、9,018万7,329円で、前年度対比3.7%の減であります。

2目医療技術員確保対策費では、643万8,560円で、前年度対比62.8%の増、内容につきましては、地域医療財団から医師派遣負担金1人分300万円の増であります。

3目雑損費では、1,171万1,554円で、前年度対比7.7%の増であります。内容につきましては、記載のとおりであります。

4目繰延勘定償却では、432万8,000円で、前年度同額であります。

恐れ入りますが、決算書の13ページにお戻りを願いたいと思います。

4会計、(1)企業債の概況、(2)は一時借入金の概況、(3)は議会の議決を経なければ流用することができない経費の決算についての内容であります。記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

さらに14ページから17ページは収益費用明細書であります。内容につきましても記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

18ページは固定資産明細書、19ページは企業債明細書、いずれも記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、大変簡単な説明でございますが、認定第2号 平成17年度厚岸町病院事業会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いを申し上げます。

●議長（稲井議員） 次に、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。

監査委員。

●監査委員（今村監査委員） ただいま上程されました平成17年度厚岸町水道事業会計及び病院事業会計につきまして、決算審査に付されましたので、その概要を申し上げます。

なお、金額につきましては、消費税及び地方消費税込みの額で申し上げます。

初めに、水道事業会計より申し上げます。第3条予算の収益的収入及び支出であります。収入では2億5,385万9,954円で、支出は2億4,110万8,873円となり、差し引き1,275万1,081円が当年度の純利益となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出であります。収入の7,417万5,908円に対し、

支出は1億4,865万3,756円となり、差し引き7,447万7,848円の収入不足となりますが、不足する額については、過年度分損益勘定留保資金と当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てん処理をしております。

続きまして、病院事業会計について申し上げます。

第3条予算の収益的収入及び支出であります。収入では11億2,778万5,230円に對しまして、支出は13億7,078万7,932円となり、差し引き2億4,300万2,702円の赤字決算となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出であります。収入、支出それぞれ1億2,343万4,996円となっております。

以上、平成17年度の水道事業会計及び病院事業会計の決算について、その概要を述べましたが、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されました平成17年度厚岸町水道事業会計決算並びに病院事業会計決算にかかわる各諸帳簿は、いずれも関係法令に準拠して作成され、また、表示された計数についても誤りがないものと認められました。

なお、水道事業につきましては、引き続き水需要の多様化に即応できるよう、老朽施設や設備の改修、更新を初め、耐震対策や水質の高度処理方法の導入研究など、水の安定供給と効率的な事業運営、住民へのサービス向上に鋭意努力されることを期待するものであります。

また、病院事業につきましては、費用の削減などにより単年度の収支改善が図られましたが、経営は毎年厳しさを増しており、累積赤字もふえているので、財政の再建と経営の改善に向けて一層の努力を望むとともに、地域住民に信頼され期待される基幹病院として、町民が安心して医療を受けられるよう診療体制と内容の充実を図り、なお一層の町民の信頼を得られるように、今後も鋭意努力されますよう期待いたしまして、口頭報告といたします。

●議長（稲井議員） 本2件の審査方法についてお諮りいたします。

本2件の審査については、議長並びに議会選出監査委員を除く16名の委員をもって構成する平成17年度企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本2件の審査については、議長並びに議会選出監査委員を除く16名の委員をもって構成する平成17年度企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定しました。

本会議を休憩いたします。

午前10時53分休憩

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

日程第8、議案第88号 助役の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第88号 助役の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

厚岸町助役であります大沼隆氏は、本年9月16日で任期が満了いたしますが、引き続き同氏を助役に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、厚岸郡厚岸町光栄301番地。

氏名、大沼隆。

生年月日、昭和28年6月13日。

性別、男。

職業、地方公務員。

以上、簡単な説明であります、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより質疑を行います。

（なし）

- 議長（稲井議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり討論を省略し、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第9、議案第89号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第89号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。



厚岸町教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条に基づき、現在5人の委員を任命させていただいておりますが、このうち保田雅子委員につきましては、本年11月30日をもって4年間の任期が満了することになります。したがって、同法第4条第1項の規定により、本町の首長の被選挙権を有し、人格高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する同氏を引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めます。

住所、厚岸郡厚岸町若竹町3丁目9番地。

氏名、保田雅子。

生年月日、昭和24年9月6日。

性別、女。

職業、会社役員であります。

以上、簡単な説明であります。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより質疑を行います。

（なし）

- 議長（稲井議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり討論を省略し、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、大沼助役からあいさつをしたいという申し出がありましたので、これを許したいと思います。よろしいですか。

それでは、大沼助役。

- 助役（大沼助役） 貴重な時間をいただきまして、お許しをいただき一言ごあいさつを申し述べさせていただきたいと存じます。

ただいま議員各位のご高配によりまして助役選任のご同意を賜りました。まことにありがとうございます。

この4年間厳しい行財政環境下にありまして、微力な私がこの職責を果たし得たのも、議員各位の温かいご指導と職員の皆さんの理解と協力のたまものであるというふう存じております。

再任をいただきました今、心を新たにいたしまして若狭町政の基本姿勢を身に対しまして、町政の振興発展と住民福祉の向上のために、さらに全力を傾注してまいります。

議員各位におかれましては、引き続き温かいご指導とご鞭撻をいただきますよう、伏してお願いを申し上げまして、大変簡単でございますけれどもあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

●議長（稲井議員） 日程第10、これより一般質問を行います。

質問は通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議運用内規64の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっておりますので、申し添えます。

初めに、13番、菊池議員の一般質問を行います。

13番。

●菊池議員 皆さん、おはようございます。

第3回の定例会、一般質問通告によりまして第1回目の質問をいたします。

私はさきに通告いたしましたゼロエミッション事業並びに産業廃棄物について質問いたしますので、町理事者の明快なご答弁をお願いいたすところであります。

初めに、ゼロエミッション事業についてお伺いいたします。

厚岸型ゼロエミッション事業の進み具合についてご説明をお願いいたします。

次に、産業廃棄物についてであります。

厚岸町から出される産業廃棄物は、業界別に種類を並べるとどのようになるのか、資料をお願いいたします。

漁業の町、酪農の町、そして観光の町厚岸町であります。大別して水産系の漁業及び水産加工系、農業は酪農系、そのほか土木及び建設系などにわたると思われませんが、業界別に排出品目と排出量をお示してください。

次に、産業廃棄物処理についてであります。かつて大田村、サツペベツに場所を借り受けて埋め立て処理を行っていたところですが、その後、この方式が取りやめの状態になっているのが現状であります。

そこで、お伺いいたしますが、産業廃棄物処理場設置についてのお考えを本定例会で改めてお聞きいたしますが、町単独で行っていくのか、この先を考え広域処理を視野にと計画しているのか、あるいは産廃処理事業に公共が立ち入ることは民間企業に影響を与えるという観点から、あくまでも各事業者が産廃業者にみずから依頼して処理していただく民間活力での処理依存、または町に場所を求めて厚岸で事業を起こす業者に厚岸町が処理施設設置を許可し、民間活力の導入という方法で処理施設の状態を保つことにしていこうとしているのか、厚岸町としての基本的スタンスを示していただきたいのであります。

次に、厚岸町産業廃棄物処理組合との連携による処理方法の現況についてお示しいただきたいのであります。

最後に、産業廃棄物処理施設業者への行政からの支援体制構築の考え方についてお聞きいたします。

厚岸町には産業廃棄物処理工場と名のつく施設は、民が1、公が1の2箇所と記憶しております。港厚岸は漁業の町、またミルクの里厚岸、酪農の町であります。漁業は魚

をとる網が必要であります。この大量に出る廃網の処理をする民間工場が1カ所あります。主にサケ、マスの網を主体に、再生を原料にペレット化して、年間120トンから150トンもの廃漁網を処理しています。その処理原料となる廃網は地元厚岸を初め道東地区沿岸沖合漁業者及び港から集めて処理しています。

また、酪農においてはホルスタイン牛を主体として、およそ1万5,000頭の牛を飼育しております。もちろん動物ですからふん尿が排せつされます。それらの一部の処理を有機性堆肥化へと行っているのが有機資源堆肥センターのコンポストヤードであります。この2つが我が厚岸町の産業廃棄物処理施設の状況であります。

また、一部コンクリート破砕装置施設設置事業所も4カ所ほどあります。

魚網のペレット化処理及びコンクリートの破砕処理は民間活力であり、有機性堆肥化施設は公の施設であります。このほかの産廃品目は、ほとんど厚岸以外の地方産廃業者に高い収集料金と運搬賃を払って処理してもらっているのが実態であります。

そこでお聞きいたしますが、今後、産業廃棄物処理体制の整備促進を充実させるとともに、厚岸の企業育成と雇用の創出の機運をあわせ持つ産業廃棄物業者への積極的支援を図っていく姿勢が必要と考えます。例えば、事業者の産業廃棄物処理施設等に関する租税特別措置法を適用するなど、そのほか各種融資制度、法的補助制度、助成制度など行政の支援サービスの運用指導を積極的にして、廃棄物の資源化、再生利用の推進を図っていく姿勢が必要ではないかと考えますが、いかがでありますか。

以上、申し述べまして、第1回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 13番、菊池議員の一般質問にお答えいたします。

まず、厚岸型ゼロエミッション事業の進捗状況についてであります。平成13年度から厚岸町資源循環型ゼロエミッション導入促進事業調査研究会が専門家によって組織され、翌平成14年7月に調査報告が町に提出されております。

この報告書の検討方針では、廃棄物が原料となるというゼロエミッションの概念を一次産業に適用し、一般廃棄物と産業廃棄物の約98%を占める牛ふん尿と水産業から排出されるヒトデや貝殻、魚残滓などを再資源化し、廃棄物処理と酪農業と水産業の振興を融合した取り組みを厚岸型ゼロエミッションと位置づけております。

この中で、事業推進の基本となる事項として、1つ、「有機系廃棄物の堆肥化」として、町営牧場の有機資源堆肥センターを有効に活用するため、また、焼却処理をしなければならない一般廃棄物の減容化のため、生ごみの分別収集実施の検討をする。

2「酪農家牛ふん尿の堆肥化」として、町営牧場の有機資源堆肥センターを基本とした設備を地域の酪農家に普及し、健康な土づくりによる酪農振興と、水域環境の保全を進め、安全な飲料水の確保、別寒辺牛川流域、厚岸湖を保全し、水産業の振興を図る。

3「可燃性廃棄物の再資源化、エネルギー回収」として、町内の可燃性廃棄物について収集後の選別機能を充実させ、再資源化率を高め焼却処理をする一般ごみの減容化の徹底を図るとしております。

この報告書における進捗状況であります。農業系廃棄物の牛ふん尿、水産系廃棄物

のヒトデ、魚残滓、ウニ貝殻等、有機系廃棄物を一元的に処理する町施設として「厚岸町有機資源堆肥センター」が平成13年度から稼動しております。平成17年度においては牛糞4,618トン、下水道汚泥416トン、魚残滓324トン、ウニ殻9トン、うろこ18トン、ヒトデ28トン、生ごみ13トンの合計5,425トンを受け入れ、微生物処理により堆肥化を行い、町営牧場草地に肥料として自家処理還元しております。

この施設における生ごみは、町有施設である給食センター、町立厚岸病院、心和園、デイサービスセンターから排出される給食残滓であります。今年度からは民間施設の大きな宿泊施設、飲食店4店から排出される生ごみを試験的に受け入れ、今後の処理拡大の可能性を検討いたします。

町営牧場の有機資源堆肥センターを基本とした施設を地域の酪農家に普及させることについては、全家畜飼養戸数126戸のうち、現在までに8戸の酪農家が同様の施設を整備しております。また、釧路太田農協は片無去地区に建設中の堆肥利用センターを今月中に完成させ、生産性の向上とふん尿の適正処理を図ることになっております。

次に、可燃性廃棄物の再資源化、エネルギー回収として、昨年度において社団法人日本有機資源協会が、平成14年12月に国が策定した「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、有機性廃棄物を資源化する国の特別モデル地域として選考したいという打診があり、町としてはさきの報告書を基本的に踏襲し、国の承認が得られたなら施設整備は100%国の負担において行う内容であったことから、庁内関係課の協力支援をしたところであります。

しかし、残念ながら、今年になって国の総合戦略を見直すとの閣議決定がされ、今後の方向性については不透明な状況であります。

一方、町では容器包装プラスチック系の一般廃棄物を資源ごみとして分別収集し、再資源化を図る取り組みを本年5月開始したところであります。

いずれにいたしましても、ゼロエミッションに基づく廃棄物対策につきましては、今後とも国・道の動向を注視し、対応してまいりたいと存じます。

次に、産業廃棄物についてのご質問であります。

まず、業界別の廃棄物の排出量ですが、水産系、農業系、土木・建設系、自動車関連系、医療系、家電系につきまして、関係課あるいは業界などから聞き取って把握できた分を資料として作成いたしましたので、参考としていただきたいと思います。

次に、産業廃棄物処理施設の基本的スタンスとして、町単独、広域処理、民間活力依存または導入の考え方についてであります。

産業廃棄物の処理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項の規定により、事業者の責務として、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物をみずからの責任において適正に処理しなければならないとされており、また、同法第11条第1項の規定により、事業者の処理として、事業者はその産業廃棄物をみずから処理しなければならないとされております。

一方、市町村における産業廃棄物の処理については、同法第11条第2項の規定により、地方公共団体の処理として、市町村は単独にまたは共同して一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物、その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができるとされております。これは、地域の産

業振興の観点などから、市町村が必要と認める場合に一般廃棄物とあわせて処理することが可能な産業廃棄物について処理できるというもので、産業廃棄物と一般廃棄物とあわせて無制限に処理できるものではなく、応分の費用を徴収しながらも、いわば行政の負担により産業廃棄物を処理することについて一定の制限を課しているものであります。

産業廃棄物処理施設設置については、いわゆる公共関与のあり方について町としてどうあるべきかを考える必要があります。公共関与とは、本来は民間が担う産業廃棄物の処理について適正処理を確保するために必要と認められる場合には、地方公共団体が整備を行い、補完的に産業廃棄物を処理できるようにするというものであります。

地元業者が土木・建設系や廃漁網などの産業廃棄物処分の道知事許可を得て参入している現状を見ますと、産業廃棄物処理施設を町が設置することについては、事業者処理の原則を踏まえ、まずその適正な処理についての指導や情報提供など間接的な関与にとどめ、公共が処理業へ参入することによる民間処理業の圧迫や民間相互の競争を阻害しないよう、十分配慮しなければならないと考えているところであり、平成16年6月定例会で他の議員からのご質問にお答えしたときと方針は変わらず、現状において町単独、あるいは隣接町との広域的にも産業廃棄物処理場を設置する考えはなく、民間処理の原則に立って適正処理を事業者に求めていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、厚岸産業廃棄物処理組合についてのご質問であります。

同組合は、昭和52年に水産業界と建設業界が一体となって設立され、北海道知事の許可を得て町内サッテベツに水産動植物残滓、建設廃材の産業廃棄物処理施設の最終処分場を設置し運営されております。

動植物残滓は、平成13年度より厚岸町有機資源堆肥センターでの処分に移行し、平成14年度からは建設リサイクル法の施行によりコンクリート廃材、アスファルト廃材、廃木材などがリサイクル業者へ引き取られることになり、残る小規模な建設廃材の処分をしておりましたが、平成17年度をもって処分を中止されております。

その理由として、北海道からの指導により、今後も施設を継続するならば、任意団体である同組合から法人登記された責任ある組織の運営とすること、搬入される廃棄物に処分できないものが混入していないか、調査確認できる人を配置することを求められていたとのことです。

同組合としては、この施設で処分する産業廃棄物の種類が限定的でかつ少なくなったことと、北海道の指導に対応できる状況にもないことから、適切な覆土閉鎖工事を行い、土地を所有者へ返還し、組合を解散する方向で北海道と打ち合わせ中であるとのことであります。

次に、産業廃棄物処理施設業者への行政からの積極的支援を図り、産廃処理体制の整備促進を充実させることについて、産業廃棄物処理施設等に関する租税特別措置法等、行政サービスの運用指導を積極的にし、廃棄物の資源化、再生利用の推進を図るべきとのお考えについてであります。

産業廃棄物処理施設等につきましては、一定の要件を満たす設備等について租税特別措置法により、再商品化設備等の機械その他の減価償却資産について一定率の特別償却ができるなど、税制上の優遇措置が規定されているところであります。行政のサービス

的運用指導による廃棄物の資源化、再生利用の推進を図るべきとのご提言であります。税制面における優遇措置等につきまして、事業者への周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 13番。

●菊池議員 詳しく説明していただきました。

ゼロエミッションに至るまでの経過につきましてはエコタウン事業の構想が突破口でありまして、この構想は平成6年度に策定し、平成7、8年度に具体化のための調査研究を行い、平成9年から10年度に国と道の補助を得て実現化へ向け、可能性調査や処理実証試験に至り、このとき町営牧場先地にコンポストヤードをつくったわけでありまして。

この事業途中に国のダイオキシン規制強化が入り、町も計画の一部を軌道修正して、資源循環型ゼロエミッションとして継続検討するようになっておりました。

そもそもエコタウン構想は、産業廃棄物も含めその発生するエネルギーの活用を主眼とした計画であると説明しておきながら、ただいまも説明してくれましたけれども、町長はことごとく産廃処理場はつくらない、みずから処理するべき、民間に任せると答えています。

先般も5番議員の質問に対してそう言うております。6月定例会においても1番議員に対してのゼロエミッションの事業推進の基本となる事業として、3番目の事項で、エネルギー活用についてこのように答えています。「可燃性廃棄物の再資源化、エネルギー回収として町内の可燃性廃棄物について収集後の選別機能を充実させ、再資源化率を高める焼却処理をする。一般ゴミの減容化を図る」としています。

構想の立ち上げ計画と、たとえ途中でダイオキシン対策が挿入されてきたとはいえ、計画は計画として継続して取り組むべきではないかと思えます。町の事業者は嘆いています。引き取ってもらうには多額のお金がかかる。規模的にも小さい業者は、特にこの問題で実情を訴えています。

例えば、FRP廃船の場合、トン当たり十数万円かかるという。つい最近の道新にも掲載されておりましたが、北海道もユニークな処理方法については支援すると言っております。町の実施計画にもものっているではありませんか。資源循環型のまちづくりソフト部門で、地場産業から排出される廃棄物が適正に処理されなかったり、処理費用が経営を圧迫するなどの状況が顕著になっています。また、環境重視の社会の創出では、リサイクルや環境保全に対しては、行政が積極的に支援するとうたっています。また、さかのぼればこういう言い方もしています。平成5年度の一般質問で、「今後産業廃棄物処理場の建設へ向け、業者ともども検討する必要がある」と答えていますけれども、これはどう判断いたしますか。

参考といたしまして、昭和53年に厚岸町の建設業、水産加工場を中心に、先ほど説明もありましたが、70の業者で厚岸産業廃棄物処理組合を設立しています。この産業廃棄物処理への公共関与への変遷の項では、産廃辞書によると、こういうことも載っています。明らかに時代は進み、法律も変わってきています。当初は、産廃は民間による処理

が原則、つまり排出者責任の原則でありましたが、しかし、平成3年、4年、公共関与の処理に関する制度の創設があり、平成4年には優良な民間業者等の処理に対する公的支援制度の創設も新しく成っております。

ことしになって国の総合戦略を見直すとのことで、今後の方向性に狂いが出てきたということではありますが、そこで町長にお伺いいたしますが、バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、有機性廃棄物を資源化する国のモデル地域として選考したいという打診が来ていた以上、この変更に対して簡単にああそうですかということになりますか。食い下がっても環境庁に対して何らかの形で復活させるべきと思いますが、いかがですか。このままでは町としてのスタンスが弱いと私はと思いますが、いかがでしょうか。

そのほか、町内にはホッキ、ツブ、カキ、アサリ、ホタテ、ウニ殻などの乾燥、粉碎、肥料化、土壌改良、水洗浄化剤などに再生処理努力中の業者がおります。きょうの一般質問の前に事前調査で、きのう視察研修して状況を案内していただきまして、施設の仕組みと流れ、これを社長さんに案内していただきました。いろいろと苦労がしのばれます。肥料の研究解明のための長沼の道立試験場まで現品、例えばウニ殻などの粉碎肥料を送り、その検査試験の結果待ちという作業もしておられました。これらの設備に対し、100万円ほどの予算の投入で苦労されておりました。町の担当課へその資金の活路を求め相談したところ、産炭地域総合発展機構の手はずで申し込んだが、具体化しなかったとも聞いております。

このような小規模なるも産廃処理研究に取り組んでいる産廃研究処理事業者に対して何らかの行政の支援措置を考える方法について研究したことがあるかどうか。その点も回答を求めます。

事業計画書なんかを見せていただきましたけれども、事業目的、当町及び近隣町村の漁業者、水産加工業者から排出される動植物性残渣、カキ殻等を収集して粉碎処理し、土壌改良品、水質汚水浄化品として再利用し、動植物性残渣を資源化し、環境保全とあわせて農漁業者等へ販売するというふうな目的で、事業を研究してやっておられるようでございます。つぶさにその流れを見せていただきました。コンクリートの破碎装置を持っておりますけれども、それはそれでコンクリートのつくり方、破碎の仕方、それからアスファルト、アスファルトはちょっと手に負えないようでございますけれども、コンクリートは粉碎して処理しているようでございます。最近、貝殻をコンクリートに混ぜて魚礁をつくり、ウニが非常に密集してできるという新しい方法も新聞に載っております、これも北海道に支援がされるという記事も載っております。

こういういろいろアイデアを駆使しながら産廃処理、資源再生、そういう研究をしている業者に対しては、やはり行政も積極的に相談に乗って、北海道あるいは国とも相談しながら支援する体制を構築する必要があるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

それらを含めて、一応2回目の質問を終わります。

●議長（稲井議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

まず、エコタウン構想からゼロエミッションへの流れということでございますが、エコタウンと申しますのは、すべての廃棄物を新たに他の産業分野の原料として活用して廃棄物をゼロにしようとするを指そうとすることでございます。その流れを受けて、厚岸型ゼロエミッションということの報告書を作成していただいたということで、町で受けてございます。

そのゼロエミッションの主とする大きな柱になってございましたのが、産業廃棄物の中でも多量に発生する牛ふん尿の処理ということでございまして、それに基づきまして有機資源堆肥センターがつけられたのは、ご質問者がおっしゃられるとおりでございます。

そういった流れの中で、いわゆる漁業系と農業系の廃棄物についてを有効活用していくこと。いわゆるごみでなくて資源として使おうということでございまして、その部分につきましては施設を立ち上げて、その後に魚介類等の残滓等と調理施設から発生する生ごみ等も受け入れた中で一定の効果を発揮しているというふうに考えてございます。ですから、1回目の町長のご答弁でもありましたが、その流れを受けて、あとは民間の生ごみの受け入れをどのようにしていけるのかということで今年度から試験的に町内の大規模な、いわゆる調理残滓が出る民間の施設から受け入れて、今後の可能性を探るといことで、一歩前進させると。燃えるごみの対応はそういうことでございます。

それから、資源エネルギー化ということにつきましては、一般廃棄物の中に含まれているプラスチック系のごみ、これは今までは燃えないごみということで処理させていただいておりましたが、ことし5月から資源ごみとして分別をお願いしております。そういった中で集められたごみは再資源化ルートの方に乗せたいということで、これもそういった報告書の内容を前進する内容で進めているということで、6月の議会でもご質問あったわけですが、そういった流れで町では進めておりますということで、ご理解願いたいと思います。

それから、産業廃棄物ということで、町内の処理業者の方は困っていらっしゃるというお話でございましたが、町でその産業廃棄物の処理施設をつくるつもりはないという1回目のご答弁がありましたが、その施設を想定しているのは、例えば最終処分場等と、いわゆる今まで処理組合がございましたが、そこで行っていたものにかわる施設をということでは基本的なそういう考えはないと。

それから、産業廃棄物の中でも、いわゆる民間の商売として成り立つ部分が最近出てきてございます。ご質問者がおっしゃられるとおり廃材関係、コンクリート廃材とか木の関係の廃材とか、そういったものを処理する業者も民間で立ち上げられて業として成り立っているという状況でございます。

それから、廃網センターということで、廃漁網を受け入れて、それを資源としてまた回すということで、これも民間の業者が町内において行っているわけでございます。

そういったものも含めまして、民でできることにつきましてはできている状況にあると、そういう流れもできておりますので、そういうことにつきましては町では直接行わないという姿勢で臨みたいということでございます。

それから、ちなみに処理組合さんで最終処分場を持ってございましたが、そこでの最終的な受け入れの単価が1トン当たり2,000円というふうにお聞きしております。現在、従来受けていたものを町外の産業廃棄物の処理業者の方に引き取っていただいているよう



ですが、釧路市内ではトン当たり1,000円で受けているということでございまして、金額的にはそちらの大きな民間の施設の方が安いという現状にはあるようでございます。

それから、バイオスタウンのことに關しましてでございますが、いわゆる有機性の廃棄物をエネルギーとして利用しようということで、集めたものを発酵してメタンガスを発生させまして、それをエネルギーに変える構想を厚岸町に持ち込まれたということございまして、このバイオスタウンの構想につきましてはかなり運営上コストもかかるということでございまして、持ち込まれたお話は、それをできるだけかけないような形でという構想でございましたが、国における協議の中でその部分については入り口のところで、説明するしないという状況があった時点のところ、国自体がこのバイオスタウンの指定をするしないという部分自体を凍結してしまったということのようでございます。

町といたしましては、いわゆる牛のふん尿処理の問題にかかわることでございますが、現在、太田農協さんが独自に大規模な処理施設等々もつくられております。それから、農家個々の方も努力されまして、そちらの方の処理も進んできてございます。

そういった中におきまして、町がそのバイオスタウンについては一定の協力をしたというところで申し上げておりましたが、通常言われております運営費がどのくらいかかるのかという部分についての詰めはなかったわけでございますが、そのあたりを詰めた中で今後検討しようという入り口論のところとどまっていた状況でございました。

ですから、それをやるやらない、今後強力に推し進めていこうという、そこまでは詳細な検討を、やるとしたらそういう検討を含めてやらなければ、昨今の財政事情の中ではなかなか町費負担だけをもって進めるという状況は簡単にはないのかなというふうに考えてございます。

いわゆる産業廃棄物に対する処理を行政的にどのくらいどのように支援して、いわゆる産業振興に結びつけていこうかという部分につきましては、るるご説明したとおり町としてもそういう視点を持って行ってきたつもりではございますが、ご質問者おっしゃられるように税制上の措置も最近は出てきてございます。そういった優良な産業廃棄物の処理をするという施設を、単なる最終処分場をつくるという施設には該当しません。いわゆる資源化するという方向性での産業廃棄物の処理。こちらの方向に国自体も動いているということでございまして、そういう視点を持って町としても取り組んでいきたいということでございますので、ご理解願いたいと存じます。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 私の方からは釧路産炭機構の新産業創出という形の中でのご相談を受けた形での指導の關係でございますけれども、昨年からそういう形でのカキ殻、ホタテ殻などを粉碎しながら水の浄化といいますか、そういう形の中での事業化、起業化という形の中で既に取り組んでやられてきておりまして、昨年も同様、産炭地域機構の方にいろいろ相談へ行き、今年度についてもいろいろ相談を持ちかけて、相談も受けた中で機構とも相談いたしました。その中で、確かに厚岸町にとっても将来的にもカキ殻そのものの処理の問題とも十分重要なことだという認識のもとにいろいろ相

談した結果でございますけれども、現実的にはもう既に新たな起業とかいろいろな組み合わせの中で既に産業廃棄物処理業としてなりわいになって施設ができているという形がまずございます。ただ、できてきているけれど、その販路、次はできたその商品の販路という形がまだ具体化というなかなか採算性も含めてちょっと難しい課題があるというふうなことがあります。本人も今年度新産業の創出の中でのこの事業化は無理と判断して取り下げたという経過がございますのでご理解いただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 13番さん。残り時間20分。

●菊池議員 先ほどの回答の中で、コンポストヤードの牛ふん尿処理をやっておりますけれども、酪農家へのふん尿処理施設の計画と申しますか、今少しずつ始まったようでございますけれども、何年計画というかそういう名前をつけたものがあるのか、その辺まず一つ。

それから、資料を見ますと、処理資料は全般的に各般にわたって行われている様子がよくわかりました。この資料は非常に参考になります。

それから、最後にありました産炭地域、まちづくり推進課が答えておりましたけれども、2度ほど申請したが具体化しなかったということは、処理から販路に至るまでの条件が整っていなかったということだと思われるんですけども、その辺は何か条件的なものがあるのかどうか。その辺、ある程度もうちょっと詳しく説明していただきたいと思っております。

ゼロエミッション事業の内容とエコタウンからの流れはわかりました。環境政策課長から説明されておりましたので、それは理解いたしました。

それから、産業処理組合の経過についてもわかりました。これは、水産加工業者と建設業者合わせて70社程度という業者が入っていると言われましたけれども、その2種類の業界だけでしょうか。水産加工と建設業界だけでしょうか。その辺、何社か別の種類の会社が入っておられるのかどうか。

その辺で3回目の質問を終わります。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私の方からは、牛ふん尿の処理計画についてのお尋ねについてお答え申し上げたいというふうに思います。

1回目の町長からの答弁でもございましたように、今月末に完成予定であります、釧路太田農協の片無去地区において、堆肥の利用センターというのが現在建設中ではありますが、これについては2億円の総体の事業費で国から防衛施設局の補助をいただきまして、この施設を現在建設中であります。

非常に大規模な施設でございます。答弁にもございましたとおり、生産性の向上とふん尿の適正処理を図るということを目的としてございまして、平成16年10月に法が改正になりまして、このふん尿の取り扱いが強化されたわけでありまして、それに合わせた形でこのような大規模な施設が現在建設中ということで、今後の適正処理に向

けて大きな前進というふうにとらえてございます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 基本的にお答え申し上げますが、産業の廃棄物資源循環型起業化という事業の中では、目的を含めてそういうもので制約そのもの、基本的には何の基準、何の基準という形はございませんけれども、基本的には法的な許可の産業廃棄物処理ももらって、ある程度調査というか試験作業、試験作業とやっているうちに既に施設がほとんどでき上がってきてもう既にできているのにこれから事業化というのはちょっと問題があるという流れです。

それから、将来的にこれを商売、なりわいとしていったときにどうなの、この商品の需要先は、これは計画としてのいろいろな審査の中で将来はどういうふうになっていくか、そうすると売り先が見えてないとか、そういう形の課題があって、そういう指導を受けた後、その会社としては今回についてはその申請を取り下げるといって形で指導されたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 厚岸産業廃棄物処理組合の構成についてお答え申し上げます。

1回目の答弁では水産業界、建設業界ということでお答え申し上げますが、その建設業界に含まれるという前提でお答えしておりますが、その中には実質的な建設業者とそれに関連する、内在すると申しますか、そういう関係で板金屋さんとか左官屋さん、建具屋さん等のそういったものも含んだ構成になってございますので、よろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） 以上で、菊池議員の一般質問を終わります。

昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時とします。

午前11時52分休憩

午後1時00分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

8番、音喜多議員の一般質問を行います。

8番、音喜多議員。

●音喜多議員 平成18年度第3回定例会に当たり、さきに通告しております、広域行政と道の権限・事務事業を照らし合わせ、効果的な、より身近な住民サービスを目指す立場から改めてお伺いするものであります。

1点目に、今国は平成の合併第2回戦、新合併特例法の推進の2年目ではありますが、さきの北海道におけるこの合併推進の説明会も開かれ、会場はさめた見方と感じられましたが、いただいた資料には現在の北海道が抱える危機的な財政と照らし合わせると、合併推進に名をかりて、全体として北海道に都合のよいことばかりとお見受けいたしました。

それとは別に、私たちの住む基礎自治体の充実・強化が私どもには最も大事な立場でありまして、北海道はその施策として合併と広域行政は二者択一の関係にあるものではない、両方を並行して進めるべきである、この追究は相反するものではないと明確にしております。

この考え方に我が町はどのように受け止め、推し進めようとしているのかお尋ねするものでございます。

2点目に、国も地方も財政再建とともに地方分権や道州制、ひいては特区推進、北海道においても支庁再編と、行政組織や枠組み、権限の果てまで大きく変わろうとしております。このような情勢の中、現在、そしてこれからも当面合併を横目に効率的な事務を進め、住民サービス向上に努めるとするならば、他の町との事務連携、広域行政の可能性を本心から追究していかなければならないと思いますが、その考え方について改めてお伺いするものでございます。

次に3点目に、北海道の持つ権限・事務移譲を広域連携または広域連合で各市町村連携のもとで進められないかということでありまして。北海道の支庁再編問題と関係いたしますが、さきの報道でも道の権限・事務移譲に近年には多くの項目が各市町村から要望されている旨ありました。この事務を近隣市町村あるいは広く広域部分連携として受け皿になり、住民サービスの一環を効率よく進められないかということでありまして。

4点目に、合併推進の中、来年度から新たに地方税滞納整理機構なるものが道の仲立ちで支庁再編を先取りするかのよう発足する旨聞き及んでおります。

この手法は既に道南で実証済みでございますが、これを機会に新たな機運でほかの広域行政あるいは一部事務組合として枠組みができていないか、そのような構想は検討されていないかお伺いし、1回目の質問とさせていただきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、音喜多議員の一般質問にお答えをいたします。

広域行政と道の権限・事務事業につきまして、まず、北海道は合併と広域連携は二者択一ではないとしている、我が町はどのように考え推し進めようとしているのかとの質問であります。広域行政は市町村の事務の一部を広域的に共同処理し、自治体間の事務補完と効率化を図る目的で、これまでも、また今後においても活用されていくものであり、行政の充実・強化に有効な手法と考えられます。

一方、市町村合併は基礎自治体としての行政体制そのものを変えていく取り組みであ

り、自治体の充実・強化を図る上で最も有効な手法と考えられております。

このように、広域連合を含めた広域連携の手法と市町村合併の手法は、基礎自治体の充実を図る手法として有効であると言われております。

厚岸町としては、将来的には市町村合併を見据えながら、当面は広域連携で進んでいこうと考えており、釧路支庁管内町村会としても同様の考えであり、現在広域連携で取り組みが想定される事務事業の洗い出しを町村会で行っているところでもあります。

次に、さらに広域行政として事務連携の可能性を追求しなければならないと思うが、我が町のとるべき姿勢についてのご質問であります。広域連合、一部事務組合などの広域行政は、地域の実情に応じてさまざまなケースが生じると考えられますが、さきにお答えいたしました。事務の効率化や財政の負担軽減等も含め、現在釧路支庁管内町村会として広域連携可能な事務事業の洗い出しをしており、町としてもより効率的な行政運営を図っていくためにも積極的に町村会に提案しているところでもあります。

次に、北海道の権限、事務も移譲後、共通課題は広域連携、または広域連合を受け皿につくり、権限・事務の移譲を効率的な行政事務として進めることはできないかのご質問であります。私は、当面、市町村合併の進展が望めないものであれば「広域連携」は避けて通れない、当然必要なことととらえております。行財政の効率化等を踏まえ、早急に検討しなければならない大きな課題として考えております。

釧路支庁管内町村会において、広域連携で取り組みが想定される事務事業として取り急ぎ抽出した項目は15項目であります。各町村のとらえ方にばらつきがあるとして、再度各町村に洗い出し作業を依頼しているところでもあります。

当然、道からの事務権限の移譲に係る共通課題についても広域連携で実施可能なものは協議を行ってまいりたいと考えますのでご理解願います。

最後に、来年度から発足予定の地方税滞納整理機構なる以外に、新たな事務機構は検討されないのかのご質問であります。ご案内のとおりごみ不法投棄防止については本年4月に自然の番人宣言を行い実施しておりますし、来年度より地方税滞納整理機構を発足することとしています。

このほかに、現在、町村会において広域連携で取り組みができないか検討中ではありません。

ごみ処理施設の設置、最終処分場の設置・運営・管理、国民健康保険事業、介護保険事業等々であります。簡素で効率的な行政運営を進めることが大前提で、広域連携で実施するに当たり、各町村の負担がどの程度となるのか、十分な調査検討を要する課題でもあります。この点も踏まえながら可能な限り努力をしてまいりたいと考えておりますが、滞納整理機構に続く新たな広域連携事務・事業については、現時点では決定しておりませんので、ご理解を願います。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 ありがとうございます。総体的に町がこの広域連携あるいは広域事業を進める中で、その本心と申しますか、その意図というのが、過去に私は3回この関係

で質問させていただいていますが、今回ほど何か一歩も二歩も進んでいるというか、私もしつこくやるからこの程度答弁しておけばいいかというふうに思われたのかどうかわかりませんが、私の評価としては一歩も二歩も進んで、厚岸町としてもやる気があるのかなというふうに感じております。

ちなみに、前回質問をさせていただいたときには、町長が就任して間もなかったわけでごさいます、ぜひ町長の力量でもって管内のリーダーシップをとれないかというお話もさせていただきました。そのときは、積極的にやっていきたいということをおっしゃって、今回そのことがこういう形で答弁にあらわれたというふうに私は評価したいというふうに思います。

そこで、1点目の、今、合併と広域連携は相反するものではないという結論をしておりますが、過去の例から見まして、いわゆる当初合併は後から自治省が出してきたものです。私もそれなりにこのことをずっと調べてきているわけですが、広域連合制度というのは1995年、平成7年に制度化されて、現在はもう11年もたっているんですが、自治省から、当初は合併を考えないで広域連携で事務事業を進めた方がいいよと、そのほうが効率的ですよということで推し進めてきた経緯があるわけです。その後、地方分権が叫ばれるようになりまして、合併を推進する意味では広域連携は邪魔なものではないかという、自治省のとんちんかんな方も言われたそうのごさいます、その合併通知は1999年ですから、ずっとその後に効率的な作業を進めるならば、ただし、効率的な作業を進めるというのは、このとき既に財政的にもう大変になってきたよと、これは広域連携を進めるよりも合併の方がいち早いよという国の方針転換でありまして、1999年に自治省の通達があったわけでありまして。

しかしながら、99年に合併に切りかえたわけですが、広域連携は不思議なことに2003年までふえ続けてきたという過去の経緯があるわけです。

その中で、結論からいうと、今回の平成第1弾の合併で、この広域連携が減ったかふえたかということになるわけですが、減ったのは2割減りました、ある調査によると。これは学者の調査で、専門のそういう調査関係ですが、しかし、8割が残ったと。合併そのものが非常に大きいわけです。西に高く東に低いという合併は、北海道は非常に合併率が低いわけですが、そういった意味でも、それだけ今回の調査の中では合併が多くて、この広域行政を有効に進めることができるのかという、私も疑問を抱きました。

しかしながら、1999年に3,232の自治体があったのが06年4月1日で1,822、43.7%が、約半数近い自治体が減っているというかなくなっているわけです。そのうち50%以上にも減ったのが20県もあるという状況の中で、それでは広域行政は減ったのかといたら、減ってないわけです。今言ったように8割方。それだけ有効だというか、平均的には3.4の市町村で合併しているわけですが、それでもなおかつ広域行政で仕事を進めていこうということをお互いにやっているというのが現在の状況であります。正確な数字はこれから出ます。

おおむねそういう名乗り上げている市町村では約8割がこれからも広域行政を進めていこうというふうに言われているわけですが、このことは合併が盛んに第2弾として叫ばれておりますけれども、やはり研究していくというか前向きでやっていかなければな

らないだろうというふうに思います。

それで、小規模自治体、私どものような町では、さきにもう既に散々合併問題で議論してきましたので、今追っかけ第2弾で、じゃ、同じことをやるのかと、ハキハキしているのではないのかと、お互いの町が。そういった中では国もきちっと言っております。今後さらに自治体財政に第2弾の締め付けがあるそうでございますけれども、その締め付けが進むと、より自治体の広域行政が進むのではないかという見方をしております。このことが広域行政は再び、いい方で、有効な形で見直されるだろうというふうに言われております。

その広域行政についても、一部事務組合やあるいは本当に大きな形で、今回やろうとしています高齢者の医療関係についても北海道一つで広域連合をつくって、そこが受け皿になってやりなさいよと国も指導していますよね。そういう形になる、大規模のものやら、東部4町だけでやるものやらという、大ざっぱに言えば、そういうことになるかと思っておりますけれども、いずれにしても、この今回の道の権限が移譲されるというかも既にやっているわけですから、各市町村は横にらみというか横眺めできていたのが実態ではなかろうかなと思うんです。

しかしながら、支庁再編という、特に稚内なんかは旭川市の方に支庁が行くと、距離的に非常に遠くなると住民負担はどうするんだと、住民のサービスはどうなるんだということから、非常に多くの道に対しての権限を市が受けますよというか住民の立場を考えればやらざるを得ないのではないかというふうに言われているわけです。

そういった意味では、これからももっとも多くの課題というかそういうものにぶち当たると思いますが、私の調べた関係で、町はやると言うんですから、それ以上言うことはございませんけれども、新たにいろんな町でやっている状況の中で、こういうこともできるんだな、あるいはこういうことも検討課題だなというのがございます。

1つは教育委員会に関係しますが、社会教育というのが、これはもうほかの町でも限定して既に、管理課長はいないし、教育長もお休みのようですけれども、そういう時代が来るわけでありまして。社会教育という成人式という話もありますけれども、成人式は市町村まちまちで非常にこれは難しいのかなと思っておりますけれども、最近は学校までがそういう広域連合、あるいは広域連携で運営されていると。全国的にもそういう状態があります。当然し尿処理や火葬場、あるいは学校給食なんかは当然のことでございますけれども、ぜひその辺のところを機会があればそのことを頭に入れておいていただいて、市町村がこれから、釧路支庁管内、町村会として事務事業の洗い直しをしているというそこを窓口、キーワードにしながら道の権限等もそのことが受けられるかどうか、あるいは住民とのああいいうサービスとの兼ね合いはできるのかどうかということの洗い直ししているというふうに思います。

私は、パスポートを取るにしても現在、釧路支所に行かなくてはいけないよと。申請は代理でもいいけれども、受領は本人ですよと。そうすると、仕事が終わってからでは行けないんです。あんなのは市町村で連携して何とかいい方法ができないのかと。パスポートを取りにいくのに早引きしてとは、なかなかお役所仕事だなというふうに考えます。そのことをひとつ考えて、もしその辺の考え方も改め、総体的で結構です。こうして答弁書の中に前向きな姿勢がございましたので、私は評価しますので、その辺のところ

をもう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） お答え申し上げます。

1回目の町長の答弁に尽きるわけでございます。その中でも厚岸町としては15項目を既に要望しております。その中でも質問者が言われましたとおり全道的に取り組まなければいけないもの、町村会で取り組むべきもの、さらにはもっと地域間で、地区間でやらなければいけないもの、そういうことも含めて今回は要望させてもらっていますけれど、1回目の答弁でもありました、それぞれ町村の考え方にばらつきがありますので、その洗い出しをした上でどういうことが可能なのかも含めて取り組んでいきたいと、そのように考えております。

ただ、もう既に一部権限移譲の関係で、先ほどのパスポートの件も既に実施している町村もございまして。ただ、どれ一つとっても、例えば町の町民課含めてそういう施設機械関係の処理の問題からいろいろ課題がまだあるとか、それぞれありますので、そういう課題を抽出しながらそれぞれを検討しながら対応していきたいと、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 ちょっと申し忘れたというか、国があるいは都道府県がこういう状況の中で市町村は大変だと思うんです、担当者として。やはり、そのところにもある程度この町のことを考えて、そういう広域行政の中で物事を進める専門のといったら変ですが、まちづくりが担当することになるんでしょう。そして、そういう意味では補佐もつけたものかどうかわかりませんが、やはりこのことはこれからしばらく続くと思っております。

合併があと3年間残っていますけれども、その後もこのことは、先ほどお話ししたとおり国の財政、地方の財政を含めてまだもう一回締めつけが来るやに言われておりますので、そういった意味ではそれとあわせて対応する立場というか、そういう専門的なところもまた必要ではないのかなと、裏方から私はそう思います。そういった点を重々配慮していただきますように、ぜひお願いしておきたいというふうに思います。

以上で終わります。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） これからの行政を推進する上の広域連携についての重要性について、いろいろとお話があったわけでありまして。お話ありましたとおり、音喜多議員からは議会のたびに広域連合または広域行政、広域連携等々の行政にかかわるご質問を受けておられるわけでありまして。私も質疑の中でそれをいろいろと研究し、また私の町政の指針として行政の広域化についてはやっつけていかなければならないという一つの公約の中で取り上げ、行政の推進に当たってきておるところであります。



そういう中で、今日の行政課題も多い中で、合併問題さらにはまた広域行政、または、後ほど質問があるかと思いますが、道州制の課題等々行政システムが大きく今変わろうといたしております。既に作業を始めております。組織機構の見直しであります。助役を座長として今内部でお話をいたしておりますが、新年度に向けて組織機構を見直しをしたいというふうに今考えておりますので、ただいまご意見がありました分についても考えながら作業を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 以上で、音喜多議員の一般質問を終わります。

次に、3番、南谷議員の一般質問を行います。

3番。

●南谷議員 第3回定例会に当たりまして、さきに通告してあります、道州制特区推進法と厚岸町温水プールの運営につきまして質問をさせていただきます。

初めに、道州制特区推進法についてお尋ねをいたします。

ことしの第1回定例会におきまして、国や道からの権限移譲について、8番、音喜多議員さんが質問をされておりますが、その後、8月22日釧路市まなぼつにおきまして、北海道主催で新しい支庁の骨格案と市町村合併の推進についての説明会が開催されたり、さらには、8月31日には、釧路市生涯学習センターにおきまして、道州制推進道民会議、この会議の参加メンバー3名が出席いたしまして、北海道山本副知事が座長となり、道州制が実現した際の新しい北海道の姿を、夢を持って描いていきたいと思います。意見交換会が開催されております。

道州制特区推進法がやがて制定されるやに聞き及んでおりますが、この法律が施行されたら、厚岸町はどのような影響を受け、どう対応されるのかという観点からお尋ねをさせていただきます。

初めに、この法案制定の目的とその骨子についてお尋ねいたします。

2つ目に、法案の動向であります。現状と今後の動向について伺います。

3点目に、法案が制定されると、国、道、町が担う分担はどのようになるのかお尋ねするものでございます。

4点目、厚岸町役場に及ぶ影響でございますが、ア、業務に及ぼす影響でございますが、どのような権限が移譲され、またその対応策についてお伺いをいたします。

イ、この推進会議では国の主導ではなく、地域主導型、自分たちの地域は自分たちでつくっていくべき、そしてコミュニティーの再生を図り、活気のある地域をつくると説明を盛んにしておりましたが、このコミュニティーの再生の内容についてお尋ねをいたします。

ウ、この法案が制定されると、地方へ権限や財源を移譲することで地方の活性化を目指しておると申しておるんですが、本当にそうなんですか。国の総体財源が減少してきておる今日、地方へは人口割、はたまた費用対効果などを振りかざして、むしろ札幌や東京、大都市圏の方に財源が優遇されてしまう優遇政策となりかねないのではないのでしょうか。町として、この点につきましてどのようにとらえておられるのかお尋ねを

させていただきます。

5点目に、制定を前にして、町はどのような対応をされておられるのかお尋ねをいたします。

2点目といたしまして、厚岸町温水プールの運営についてお伺いをいたします。

厚岸町は太平洋、厚岸湾湖に面しており、私が子供のころ夏になると子供たち皆毎日天気の良い日は海で泳いだり、よく遊んでおりました。今日、各地域とも遊泳が禁止となってしまう、なかなか海水浴ができない状況になっており、町民が唯一遊泳ができる厚岸町温水プールの使命は大変大きなものがあると私は考えますので、このプールの運営につきまして質問をさせていただきます。

まず1つ目として、町民の利用状況は5年前と対比いたしましてどのようになっておられるのか。

2つ目は、収支の状況でございますが、人件費、当然職員の給与、退職共済金なども含めた実質の収支の状況をお尋ねさせていただきます。

3つ目、このプールの利用状況や収支を踏まえ、プールの運営についてでございますが、町の行政改革の中でいろいろと今日まで遊泳につきまして見当をされてきておると思います。そんな中でプールの民営化や運営の民営化などを過去に事務的にでも検討をされてきたことがあるのかどうか。この辺につきましても、もしないならない、検討されてきたのであればその辺の考え方についてお尋ねをさせていただきます。

4つ目、利用者の安全対策についてでございますが、埼玉県のパールで女児が排水溝に吸い込まれる死亡事故が発生。これに対しまして、北海道釧路保健所所長名で8月2日付で遊泳用プールの事故防止の通達が出されており、過去におきましてもこの厚岸町のプールで死亡事故が発生するなど、プールの設置者として管理されている職員の皆さんは大変この安全対策に気を使って勤務されておると思います。さらには、衛生管理に始まって、施設の管理、そして遊泳者の指導に、安全対策にと業務は多岐にわたっており、大変ご労苦をなさっておることに対しまして敬意を表するものでございますが、利用者の安全対策は一体この厚岸町はどのように取り組んでおられるのかお伺いをさせていただきます。

5点目でございます。平成2年に当温水プールが建設され、同時に厚岸町温水プール条例が制定されております。この条例の第1条で設置目的について、町民の健康で豊かな心身の発達と水泳の普及を図るためとうたわれております。プール建設からはや17年が経過をしております。町民への水泳の普及率を含め、所期目的の達成率といえますか、その取り組みがどのようになっておられるのかお伺いし、第1回目の質問とさせていただきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、南谷議員からは2点についての質問がございました。1つは道州制特区推進法について、2つ目は厚岸町の温水プールの運営についてでございます。私からは道州制特区推進法、教育長からは厚岸町温水プールについてお答えを申し上げます。

まず、道州制特区推進法の制定目的と骨子についてのお尋ねであります。「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」第1条で、この法律の目的が定められており、ここでは、市町村の合併の進展による市町村の区域の広域化、経済社会生活圏の広域化、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に伴い、広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、道州制特別区域の設定、道州制特別区域計画に基づく計画の措置等について定め、もって地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与することを目的とするとされております。

また、本法律の骨子は、1つとして、法の中で道州制特別区域を明記し、2つ目は、目的として地方分権の推進を明記したこと、3つ目は、道からの提案に基づき、権限移譲等を積み重ねていくシステムを法的に構築されたこと、4つ目として、推進本部に知事が参画して、総理、官僚と直接議論の上推進する仕組みを実現することなどが法律として定められております。

さらに、政府に対しては地方自治体の自主性、裁量権に配慮した制度設計や道の提案に対し遅滞なく対応することを義務づけております。

次に、法案の動向は（現状と今後の予定）であります。平成18年5月19日閣議決定を受け、直ちに衆議院へ議案提出が行われ、6月1日に衆議院内閣委員会へ付託となっており、現在は閉会中審査が行われている状況にあります。

今後の予定については、9月26日から臨時国会が開催される予定でありますので、この法案審議の状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、国、道、町が担う分担はどのようになるかというご質問であります。このことにつきましては地方分権の大きなイメージとしては国が行う業務は外交、防衛、刑法、司法制度、公的年金、電波、通信などとし、道州が行う業務は広域的な社会資本整備、広域的な産業政策、雇用政策、高度医療の確保などであり、市町村の業務は、保健、医療、福祉、教育、文化、環境保全、まちづくり、地域産業などとなっております。

このように、国の役割を大幅に縮小させて、自治体の役割が大幅に拡大することになるととらえております。

また、道から示されております市町村への事務・権限移譲の方針では、道が持っている約4,000項目の権限のうち約2,000項目を移譲対象とし、要望に応じて移譲を進めるとなっておりますし、住民の福祉の向上につながる事務・権限の移譲については積極的に受けるスタンスをとっていきたいと考えています。

次に、厚岸町役場に及ぶ影響についてお答えいたします。

まず、業務に及ぶ影響（どのような権限が移譲されるか、またその対応策）であります。道州制は国と地方の役割分担を抜本的に見直して、地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会の実現を目指す取り組みです。

しかし、地域主権型社会に向けた取り組みは、道州制が実現しなければ何もできないというものではありません。今の制度でできることを着実に取り組むことが大切です。

そこで、北海道では道州制に向けた先行的な取り組みとして、道の持っている事務・権限のうち、住民に近い市町村が実施することが望ましいと考えられるものについてできる限り市町村に移譲することとしています。

こうした中、本年4月1日から4件の事務について権限移譲が行われました。農地等

の権利移動の許可に関する事務ほか3件であります。いずれも想定される事務処理件数はごく少数であり、その対応は特に事務処理体制を変更することなく現状での対応が可能であります。

なお、19年度におきましては、さらに有害鳥獣の捕獲等の許可に関する事務等5件の事務権限の移譲が実施される予定でありますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、コミュニティーの再生についての質問であります。道からの説明会や情報提供でも、市町村における自治体業務の拡大に伴い、地域におけるコミュニティーの役割が重要であり、コミュニティーの再生が活気ある地域をつくと説明されております。当町においては、町内33の地域に自治会が組織され、さまざまな地域活動が行われております。これらの自治会組織の活動や自治会組織以外の町民の皆様が参画しておられるさまざまな組織があります。

私は、町長就任以来、協働のまちづくりを目指してこれまで行政運営を進めてまいりました。コミュニティーの再生は単に自治会組織だけではなく、まちづくりを進めていく上で町民の理解と協力がなければ、今後ますます厳しくなる自治体財政では、従前同様のサービス提供を行うことは無理があります。

私は、このようなときこそ町民の皆様やあらゆる町内の組織の皆様との協働のまちづくりを念頭に、地域が活力を持てるよう町政を運営してまいりたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

次に、法律が制定されると、地方への権限や財源が移譲され、地方の活性化を目指しているが、東京などの大都市集中の優遇政策とならないかでありましたが、道州制を目指す、北海道の説明は、東京一極集中の緩和と言っております。決定権や財源が地方に移ることで東京の省庁への陳情要望は必要なく、みずから決定することで地方への活力が生まれる。加えて、道内においても札幌一極集中が緩和され、お金や情報、さらに人や企業も地方に軸足が移るようになっております。

地方分権の推進を図る上でも東京の一極集中を解消し、地方への権限と財源移譲は重要な課題であり、その点では道州制は重要な制度としてとらえております。

最後に、制定を前に町はどのような対応をされているのかとのご質問でございますが、さきにも答弁させていただきましたが、平成19年度から新たに5件の事務・権限が北海道から移譲されることとなっております。

このように、道からの事務・権限の移譲については、十分検討を行い、実施可能なものから今後も要望を行ってまいります。

また、この道州制特区法（案）が制定された場合の対応であります。北海道として特区計画を作成することとなります。

この特区計画に対し市町村が意見反映を行うこととなりますので、厚岸町としての意見をとりまとめたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私の方からは、温水プールの運営についてお答えいたします。

初めに、利用状況であります。

平成17年度の利用者数は1万2,406人で、5年前の平成12年度と比較して5,050人、28.9%減少しております。この減少の要因についてはさまざまなことが考えられますが、一般の利用者がおおむね同数であることから、5年間での児童・生徒数の減少と、この間に改定された学習指導要領に基づく体育授業時間の削減が特に大きな要因であると考えられます。

次に、収支の状況であります。

平成12年度の利用料等の収入は170万円でありましたが、平成17年度では45万5,000円減少して、124万5,000円でありました。一方、人件費を含めた管理運営費は、平成17年度3,205万9,000円で、平成12年度と比較して、全体ではほぼ同額で推移してきております。しかし、人件費については、平成14年5月から当施設での過去の事故発生を踏まえた管理体制強化のための正職員2名体制により増額となっております。なお、賃金を含めた管理運営費については、行財政改革の一環として臨時監視員の勤務体制の見直しや開館時間の短縮によって経費の削減を図ってきておりますし、本年度ではさらなる削減のために開館期間を20日間短縮したところであります。

次に、民営化構想についてであります。

町営プールは、スポーツ振興法に基づく体育施設であり、学校教育及び生涯学習の観点から、民営化の構想はありません。なお管理運営については、平成17年度に策定した厚岸町集中改革プランにおいて、スポーツ施設の民間委託が検討項目として掲げられておりますし、指定管理者制度の導入についても既に検討してきておりますが、利用者の安全確保を第一に、引き続き施設の管理運営のあり方について検討してまいります。

次に、利用者の安全対策にどのように取り組んでいるかのご質問についてであります。

平成4年4月28日付厚生省生活衛生局長通知、遊泳用プールの衛生基準に基づき、利用者の安全対策に取り組んできておりますが、平成5年に死亡事故が発生していることから、特に遊泳者の監視について十分な注意を払うよう職員に指導しているところであります。

また、本年7月末に埼玉県で発生したプールにおける死亡事故を契機に、改めて施設全体の点検を行うとともに、安全確保についての取り組みの徹底を図っているところであります。

次に、町営プールの所期目的達成率とその取り組みについてであります。

町営プールにおける設置目的の達成率を数字であらわすことはできませんが、平成2年4月のオープン以来、平成17年度までに延べ30万人の皆さんにご利用をいただいている施設であることから、町民の健康と心身の発達と水泳の普及に大きく貢献しているものと認識しております。

また、具体的な取り組みとしては、これまでに水泳教室の種類や開催数をふやしたり、将来的な利用拡大を目指し、ジュニアスイミングクラブの組織化などに取り組んできております。

今後は、年齢に応じたきめ細かな水泳教室の開催など、利用者のニーズにこたえるプールの運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 3番。

●南谷議員 再質問をさせていただきます。

初めに、道州制特区の推進関係についてお尋ねをさせていただきます。

町が担う権限と業務の移譲についてでございます。

この関係につきましては、たしかことしの定例会、私の記憶ですと3月の定例会で8番、音喜多議員さんがこの権限の移譲の関係で質問をされておりまして、おおむね考え方について町長はご答弁をされておったんですけれども、このときの答弁は、簡単に言えばやれることから実施をしていきたい。先ほどの答弁でも4点ほど既に実施をされてきており、今後もというご答弁でございましたが、私は余り影響のないものから着手をされてきて、現状職員体制の中では大きく影響を受けないところからまずやるのが常道である。

ですけれども、実際にこの法案が制定されたとして、強制的に国や道と連動して町が担わなければならないものも大きく発生してくると思えます。推測の域でございますから、大丈夫なんだと、こう言われればそのとおりかもしれないんですけれども、私は非常に不安を感じえます。

再度お聞きいたすんですが、しっかりと前向きな取り組みが私は必要ではないのかなと、かように思う次第でございます。

さらには町長は、このときの答弁で、地域主権社会というものを進めていかなければならない。このときの答弁でこのような答弁をされておるんですけれども、前向きに取り組まれる姿勢は町長として先ほどの8番、音喜多議員さんの関係でも道州制の法案についても取り組んでいただけたらと思うと、そのような感じを受けとめたわけでございますけれども、本当に大丈夫なんでしょうか。この辺につきましても、新年度に向けて組織の改革も含めて検討中であると、かように説明をされておったんですけれども、今の人員体制で本当に大丈夫なんでしょうか。さらにお尋ねをさせていただく次第でございます。

さらには、コミュニティーの再生についてお伺いをさせていただくんですが、先般の推進会議での説明でございますが、これからのまちづくりの主役は住民であり、地域コミュニティーなどと盛んとらえておられました。先ほどの答弁にもあったんですけれども、急速な人口の減少や高齢化の進展、行政の投資余力の低下、これらを含めてこれからの地方自治体というものがいかにあるべきかということをととうと訴えておられ、推進派の地域主権型社会モデルの構成とって道から推進会議の皆さんですから、立て板に水のようにこの法案についての利点の説明があったんですけれども、余りにもととうと説明をしていただいたんですけれども、本当にこの厚岸町が耐えられる体質があるのかどうか、私は非常に疑問を感じたところでございます。

さらには、町長は、9月20日だと思うんですけれども、民主党道民連合の議員会との懇談会、釧路地域道政懇談会で、町長は道州制については反意を示される意見を申されたそうでございますけれども、この根拠と町長のお考えをお聞きするものでございます。

次に、温水プールの関係につきましてお尋ねをさせていただきます。

温水プールでございますが、利用者の安全対策は町民が安心して施設利用ができるなお一層の努力をしていただきたいと思います。

町民の利用状況でございますが、プールの利用者数、先ほども説明がありました。大変いい資料を出していただいたんですけども、この5年で5,000人の減少と。この数字というものに私は非常にショックを受けました。先ほどの課長の答弁ですと、学校の授業、少子高齢化によってそれだけの数字が影響しています。確かにわかります。町民の皆さんも人口減っています。子供も減っています。ですけども、5年で5,000人の利用者が減りますか。おたくらから提出していただいたこの資料をずっと私も見せていただいたんですけども、一概に学校の授業だけの減少では私はないと思いますよ。この辺の分析について再度お尋ねをさせていただきます。

さらには、収支でございます。この収支の資料もいただいたんですけども、たしか私の記憶では、これは職員の皆さんの人件費も入っておられる。ですけども、通常、説明を聞くと、経費の削減に努めてきておられる平成12年と17年、実質約3,000万円近い、人事異動とか職員の給料の分が大きなウエートを占めておると私は思います。ですけども、12年と17年を対比、私なりに分析をさせていただいたんですけども、運営費の中で、燃料費は余り変わらないと思うんですけども、非常に臨時の職員の皆さんの人件費が半分にされるとか、その他の経費の削減、単純に職員の人件費を除くと、12年が2,200万円、17年は1,500万円、約700万円ぐらいの経費の削減をされてきております。

ということは、プールの皆さんは、それなりに厳しい財政状況の中で努力を積み重ねてきておるということはよく理解ができるんですけども、お尋ねさせていただくのは、こういう総体経費の中で3,000万円ほど毎年赤字になっているよと、つぎ込んでいるよと。この辺の物の考え方につきまして、先ほど冒頭に質問させていただいたんですけども、厚岸町として所期の目的である町民の健康と水泳の普及というものの観点から考えたときに、この3,000万円というものを乗り越えて民営化について過去に検討されたことはあるのかなのか、この辺について再度お尋ねをさせていただきますまして2回目の質問とさせていただきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 大変高度な質問でございますが、しかしながら、厚岸にとっては重要な諸課題でもございます。

私から以下答弁をさせていただきますと思いますが、まず、質問の逆になりますが、職員についてまずお話しさせていただきます。ですから、その職員がいるから権限が移譲しても大丈夫だということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

今、こういう新しい時代を迎えまして、町職員の能力向上、極めて大事であります。そういう意味において、私も町長になりましてから5年たちました。まず、職員の資質の向上、それに伴う研修に力を入れてきたところであります。さらにはまた、いろいろな町村会の会議等におきまして、やはり厚岸独自の管内関係する書類等の提出に当たりまして、さすが我が町の職員はしっかりしている。どの町よりも劣らない。すばら

しい資料を作成し、そしてまたそれに対するいろいろな知識を持っている。私は誇りを持つまでに至っております。

しかしながら、これからますますいろいろな課題が多いときであります。資質の向上、能力の向上を図っていかなければならないことは当然であるわけでありますので、さらにその方面に向いても力を継ぎ足していきたい、そのように考えておるわけであります。

そういう中で、権限の移譲ということに相なるわけであります。先ほど4,000から道の権限がある中で、2,000ぐらい移譲するというお話であります。まだどの権限が移譲されるかわかりませんが、しかしながら、今日の厚岸町の職員の数、そしてまた能力、さらにはまた組織等々を考えながらできるだけの権限移譲をいたしたいと思っております。しかし、そこには財源の裏づけがなければなりません。この点につきましても今強く道の方に要請をいたしておるわけであります。

さらにはまた、民主党での研修会での私の発言、一部新聞に出ましたのでご承知と思いますが、私がお話をいたしておりますのは、何も道州制に反対をしているわけではありません。しかし、北海道が道州制をしなければならぬ経過等について不満であるからであります。といいますのは、たしか平成15年8月であったかと思えます。小泉総理大臣と高橋知事との会議で、北海道に先行的に道州制をしいたらどうかというお話に私は承っております。

私自体は道州制をしくんであれば、47都道府県全国一律にやるべきであるという持論です。明治以来の今日の行政システムを大きく変えようというわけであります。今までの明治政府以来の官僚統制国家でありました。これを見直す。私はそれについては大賛成なんです。しかしながら、スタートラインにおける手法が誤っているのではなかろうかと。また、28自治法制度調査会で道州制を提案いたしておりますが、これを全国47都道府県、9つ、あるいは11、あるいは13に区別区域をしようといっております。どの案を見ましても、北海道は1つであります。すなわち、先行をするという意味は北海道がもともと1つだから、やりやすいからやったらどうかという、そういう考えに私は反省を促しておるのであります。道州制については反対をしているわけではありません。そういうお話をいたしたわけでありますが、既に今日、法案も先ほど答弁をいたしましたとおりでありますので、私はこの中でもさらに道民が理解できる道州制特区というものを速やかに実施されるように、言うことは言いながら進めてまいりたいと、そのように考えておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

それから、コミュニティーの再生であります。

これは自治会、並びに町内会が主なコミュニティーに相なるわけでありますが、私は今、自治会も町内会も各種団体においても今までのような意識であってはならないと思っております。行政に積極的に参画できる関係をつくっていききたい。そのように考えておりますので、これがすなわち再生なんです。そういう意味において、私は協働のまちづくりの中での位置づけにおいてもコミュニティーの再生というものを大事にしてまいりたい、そのように考えておりますのでご理解をお願いしたいと存じます。



- 教委体育振興課長（松浦課長） 温水プールの運営につきまして、そのうち利用状況の5,000人減の分析につきまして、お答えしたいと思います。

資料に示しておりますとおり、平成12年度から5年間で5,000余人減少しておりますけれども、この間児童・生徒の減少も顕著であります。平成12年度では小・中学校で1,361人の児童がおったんですけれども、平成17年度では1,065人ということで、296人、約300人の児童・生徒が減少しております。それで、単純に児童・生徒で年間の利用回数を割り出して見ますと、大体一人年間4回程度になります。それで300人ですから1,200人というふうになります。

それと、1回目の答弁でも教育長から申し上げましたとおり、体育授業の時間数が減少になってございまして、これも時間の関係で、詳しく申し上げられませんが、それによりまして学校の温水プールの利用がどのように変わったのかといいますと、平成12年度では町内すべての学校で55日間、学校が複数で利用する場合もございまして年間80回利用しています。その利用人数が3,985人ございまして、それが平成17年度では年間利用日数が44日、64回ということで利用する児童・生徒が2,295人ということで、1,690人程度減少になっているということが一番大きな要因に挙げられますけれども、質問者ご指摘のとおり、温水プールとして利用者増につながるような具体的な事業展開が必要ではないのかというようなご指摘でございますけれども、今年度新たにジュニアスイミングクラブの組織化等を図りまして、徐々にではありますけれどもこの部分についても取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

それから、収支の関係で民営化の関係について検討したのかというご質問でございますけれども、民営化については検討していませんけれども、ただし、プールの管理運営の方法についてはさきの指定管理者制度の検討の中でも加えましたし、具体的に全面管理委託した場合の経費がどの程度になるのかということについての試算もしたところでございます。

したがって、今後さらにそういった検討も進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- 議長（稲井議員） 3番。

あと残り時間15分であります。

- 南谷議員 再々質問をいたします。

まず、道州制特区推進法についてでございますけれども、確かに現在国会で審議中であり、不確定要素が大きくて大変答弁に苦慮されておられますし、しかしながら町長の大変力強いご答弁を賜ったわけでございますけれども、私は非常に気になるんです。先ほど町長も、職員の質、職員の皆さんと、自分を支えていただける、仕事を実際にされる職員の皆さんを信頼して、この議会の場であるような答弁をされ。さすが町長だと、私も感服をしておるんですけれども、実は町長、昨年暮れから私は釧路に4回から5回、道の合併の問題等を含めて道の呼びかけで参加をし受講させていただいているんですけれども、残念ながら厚岸町の担当課からは2人しか来ていないんです。当然昼は出

れないと思うんですけど、少なくとも私は町長が言われるように意欲を持ってということであれば、夜、この合併の問題や道州制の問題、いろんな会議が夜ありますよ。議員の皆さんだって皆行ってますよ。ですけれども、厚岸町は担当課2名の出席ですよ。いかがですか。僕はこの辺に問題を感じるんですよ。少なくともきょう出席されている課長の皆さん以外に、厚岸町というのはオール厚岸で取り組んできている、こういう姿勢だと思うんですけども、少なくとも道の姿勢、いかがなものか。若い職員の皆さんもいっぱいいるだろう。残念ながら出席されていないんですよ。私はぜひ我々よりも町の行政に明るい皆さんが夜であれば出席をして、せっかく町長があのごらい言っていただけのんだから取り組んでいただけるぐらいの意欲を持って業務執行に当たっていただきたいなと考える次第でございます。

確かに、この法案制定に向けて道や国は、道の立場がより有利な立場になるべく北海道は国に意見の具申をされる。先ほどの町長の答弁でもありましたけれども、私はぜひ町長みずから先頭になって厚岸町の町民が不利益をこうむらないためにも、厚岸町として道や国の方に積極的な意見具申をしていただいて、この道州制特区法案に対して大きく反映をしていただけるよう、努力をしていただきたいと存じます。

次に、温水プールの運営についてでございます。

プールを管理されている職員の皆さん、私は決して批判しているわけではないんです。ぜひ頑張ってください。残念ながらプールの話題が私自身余り耳にしなかったんです。私はよく防災無線とか聞くんですけども、プールのPRが一番少ないですよ。プールの事業が、先般道新に出ていました。ですけれども、私はプールの管理をしている過去の先輩に利用者増のために学校に行って、朝礼のときに校長先生に言われたもんですから、プールのPRをしてまいりました、こういうご意見もありました。もし普通一般の民営のプールであれば、入り込み数というのは生命線ですよ、経営の。5,000人落ちたらね、プールは廃止になりますよ。やはり、技術的な向上、安全対策、これはしっかりやっていたらかなければならない。町の施設でございますから、営利に走ることを私は決して望んでいるわけではありません。ですけれども、少なくともそういう取り組みというものに、やはり町のプールでございますから、厚岸町の町民が少なくとも全員が泳げるぐらい努力をしたいんだ。そんな希望を持って仕事をさせていただきたいなと、かように思う次第でございます。いかがでしょうか。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 時間の関係上、私から端的にお話しさせていただきます。

道州制の関係であります。まず町職員がいろんな講習会、また説明会については積極的に参加をし、みずから研さんし、そしてまた能力向上に資するということは大事なことだろうなと。当日は、実は地域まちづくり懇談会をやっています、私の指令で全課長地域まちづくり懇談会に出席するように、また管理職も出るようにという指令で、そういう業務がありまして、出席いたしております。その他の職員が2名出ておるわけでありまして、何も数によってその職員が、厚岸町が熱意がないというものではござい

ませんので、その点をご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私の方からはプールに関してのご質問にお答えいたします。

まず、PRの件でございます。確かに子供たちの減少はありますけれども、子供たちが自主的に利用する部分もこれに応じて減っているという中では、PRが不足しているという部分も否めないかというふうに感じます。

ただ、先ほど課長が答弁したとおり、以前よりも多く水泳教室を幅広く開催する中で、底辺を広げるという意味での活動をしていることをご理解いただきたいと思います。

また、安全対策でございますけれども、ことし7月の事故を契機に私自身もプールに出向き事故対策に対する対応の仕方についての部分、点検をさせていただきました。新たに温水プール事故防止対策及び事故対応マニュアルということで整備をする中で、今まで以上に死角のないような監視体制、時間的にも、そういう場所としての死角もないような形で対応できるようにということで、きめ細かな対応をするように指示したところでございます。

何といたっても海に面した厚岸町であります。ぜひ子供たちが泳げるような、皆が泳げるためにプールがあるわけですから、その体制がこれからもつくれていって、今以上にプールが利用されるように体制を強化してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

●議長（稲井議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、1番、室崎議員の一般質問を行います。

1番。

●室崎議員 さきに提出いたしました一般質問通告書に従いご質問申し上げます。

1点目は、雇用対策についてであります。

町は商工雇用推進係を設置するなど、町として雇用の促進・創出に力を入れてきていると聞かすが、どのような施策を展開し、具体的にどのような効果を上げてきたか、ご説明いただきたい。

2番目は、ことし、16億円という多大な下水道事業が遂行されておりますが、この事業は雇用の促進・創出にどのような効果を与えたか。その効果について調査がなされているかどうか。調査方法を含めて説明をしていただきたいわけでありまして。また、一層効果を上げるためにどのような施策を講じたかについてもご説明をいただきたいわけでありまして。

2点目は、測量基準点の確保についてであります。

さきの議会で論議となりました測量基準点の確保・保全につきましましてどのような実効性ある方策が構築されているか。そして、具体的な手順はどのようなになっているか。それを含めてご説明を求めるものであります。

3点目は、一般廃棄物の委託業務についてであります。

一般廃棄物の収集運搬処分の業務委託につきまして、随意契約から指名競争入札に移行しているというふうに伺っておりますが、この業務委託につき随意契約よりも指名競争入札が適当であると判断した理由についてご説明をいただきたいわけであります。

2点目として、議会でこの委託方法については非常に論議されましたが、随意契約から指名競争入札に変更されたことについて、議会にはどのような説明ないし報告がなされたか、その点についてもご説明をいただきたいものであります。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番、室崎議員の一般質問にお答えいたします。

最初のお尋ねは雇用対策についてであります。

1つ目として、町として雇用の促進・創出に力を入れてきていると聞くが、どのような施策を展開し、具体的にどのような効果を上げてきたのかとのご質問であります。平成14年10月に役場機構の組織改編が行われ、その中で主に雇用・労働環境の改善及び施策を実施するための基礎調査、新卒者及び求職者の就業、さらには既存雇用の拡大を図り、新たな働く場所の確保等雇用施策の推進を図ることとして事務事業が進められております。

施策の展開としては、ハローワークの求人情報を役場庁舎、湖南地区出張所、厚岸町商工会でも随時見ることができる体制をつくりました。

さらには、町内における公共機関、経済団体及び教育機関等が雇用問題に関し相互連携し、雇用失業情勢の把握や各種雇用対策の円滑な対応と推進を図るため厚岸町雇用対策連絡協議会を設置し、新規高等学校卒業者に係る雇用対策状況や、地元就職を図るための要望意見等の情報交換を行っております。

地元高校2校の17年3月の卒業生では、就職希望者69名中59名が決定いたしております。このうち、地元への就職希望者は28名でありましたが、24名が地元で決定いたしました。18年3月の卒業生では、就職希望者51名、全員が就職決定しております。このうち、地元への就職希望者は23名おられましたが、全員が地元への就職が決定しております。さらに、来年3月の卒業予定者の就職希望状況につきましては、現在のところ57名の就職希望があり、うち34名が町内での就職を希望いたしております。

また、近年では、インターンシップで就学時に職場での仕事体験やコミュニケーションを図り、就職活動に生かす取り組みが行われ、地元の依頼事業所もふえ、役立てられております。基本的には、地元就職希望が多く、地元希望が無理であれば管内、さらに難しければ道内という就職希望状況の流れや、希望する職種と求人がなかなか一致しないという問題もあり、今後関係機関と協議連携を図りながら課題整理に努めてまいりたいと考えております。

次に、ことし16億円という多大な下水道事業が遂行されているが、この事業は雇用の促進・創出にどのような効果を与えたのかとのご質問であります。室崎議員おっしゃるとおり、例年の5倍強の16億円での整備事業費として現在污水管工事を随時発注し、鋭意整備中であります。

雇用の促進・創出については、主に工事に従事する作業員の確保が考えられ、その効果については、平成17年度は事業費 3 億円で、うち污水管工事 7 本の工事費は 1 億4,537 万5,000円で、1,927延べ人員の雇用が行われ、うち1,309人の地元雇用が図られました。

平成18年度は、下水道工事の発注予定の33本のうち 7 本の污水管工事が完成し、工事費は 1 億7,466万7,000円で、この工事では2,551延べ人員の雇用が行われ、うち1,976人の地元雇用が図られております。

また、残り26本の工事についても、今年度完成した工事から推計しますと、9,464延べ人員の雇用で、うち7,330人の地元雇用が図られる見込みとなります。

このことにより、本年度、下水道工事全体では、延べ雇用人員 1 万2,015人で、うち9,306人の地元雇用となり、前年度と比べ大きく雇用の創出が図られるものと考えております。

次に、その効果につき調査がされているか、その調査方法も含めて説明を求めるとのご質問であります。その効果についての調査は特に行っておりませんが、先ほど申しました工事完成済の 7 本による延べ人員2,551人の雇用の確保の根拠としまして、各工事完成検査に伴う工事評価としての書類のうち、工事施工成績評価表とともに工事施工地元貢献度採点表の書類を作成しており、その評価項目のうち雇用状況という項目で、その工事にかかわる全就労者数を報告することになっており、その数値をもとに雇用人数を把握しております。

引き続き、一層の効果を上げるためにどのような施策を講じたかのご質問ですが、工事発注に際し、工事設計図書の特記仕様書において地元作業員の雇用の確保の観点から、下請業者選定に当たっては極力厚岸町内から選定するよう協力をお願いし、下水道工事にかかわる雇用の確保に努めておりますのでご理解願いたいと思います。

次に、測量基準点の確保についてお答えいたします。

現在、厚岸町内に設置され、町が把握しております測量基準点は、国が設置した電子基準点 1 点、一等三角点 1 点、二等三角点 5 点、三等三角点 9 点、四等三角点 53 点の合計 69 点と、厚岸町で設置した G P S 二級基準点 79 点、国、北海道、町が設置した三級基準点 280 点、四級基準点 800 点があります。

町が設置した基準点は、厚岸町測量標保全要綱、及び厚岸町測量標の移転及び原状回復基準において、使用及び保全、移転及び原状回復に関して必要な事項を定めており、これにより既設の測量基準点の確保を図ることとしております。

また、建設工事では、施工条件として示しております土木工事共通仕様書において、請負者は既設くい等の保全について責任を負わなければならないとしており、移設等が必要な場合は工事監督員の承諾を要することとしております。

既設測量基準点確保の具体的な手順であります。町が発注する建設工事では、工事担当者が事前に建設課用地地籍係で基準点の位置を確認し、一時撤去や移転が必要となる場合は、工事施工前に測量標一時撤去・移転承認申請書を建設課へ提出してもらい、担当の用地地籍係で現地立ち会いし、復旧方法、移転方法を確認し、それから工事を開始することとし、測量標の復旧または移転完了後においては再度現地で確認し、その後には工事完成検査、引き渡しを受ける手順としております。

現在の建設工事における測量基準点の保護という意識は、地下埋設物に代表される水

道管等と比べ低いと感じるところであります。これには、請負業者のみならず、発注者側の監督業務と完成検査における確認の徹底が必要であります。

町の工事はもとより、国や北海道、さらには民間工事にも同様な手順で実施するよう、関係機関及び町内建設業者に周知を図り、町民の財産であります基準点を保全していく考えであります。

次に、一般廃棄物の収集運搬処分業務委託についてであります。

町では、昭和48年度からごみ収集運搬を地元業者に業務委託しておりますが、昭和62年度からはごみ処理場の運転業務も合わせて平成15年度まで地元1社との随意契約で行ってまいりました。

平成16年度業務から、従来の地元業者1社と釧路市内の業者1社を指名選考し競争入札を行い、結果としてこの3年間においても最低価格を示した地元業者と業務委託契約を締結しております。

随意契約から指名競争入札に変更した理由といたしましては、平成16年3月町議会定例会での質疑の中で、1社と随意契約するのは問題ないのか、経費削減を目的に民間委託するのであれば競争入札するのが当然ではないのか、委託業務に含まれる人件費の算出が高いのではないかとのご質問があり、担当課の答弁で、競争原理を働かすのが本来であり、委託料の競争原理に返って検討してみたいとしておりました。

私としては、地元企業の育成を念頭において発注したいとご答弁申し上げておりましたが、30年間にわたる慣例であった同業務の1社随意契約が、地方公共団体がその事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとする地方自治法第2条に規定する基本原則にこたえ得る方法であるのか。また、地方自治法施行令167条の2に規定する、随意契約できる場合としている、時価に比して有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき、競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないときに当たるかどうかを確認する必要性を強く感じ、指名競争入札としたところであります。

なお、指名した釧路市内の業者は、同市内で一般廃棄物の収集運搬業務などで確固たる実績を持ち、厚岸町内においても公共下水道の終末処理場運転管理業務の受託実績があり、指名参加申請が出されていたことから指名したものであります。

本委託業務を随意契約から競争入札に変更したことにつきましては、町議会に対して改まった形で説明または報告は行っておりません。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 1番。

●室崎議員 60分という制限時間の中で話しておりますので、私も端的に聞かせていただきますので、質問した部分についてだけお答え願います。

まず、1番目についてであります。今お聞きしてまいりますと雇用推進係の仕事の説明に終始していたような気がします。私が聞いているのは、14年10月まではたしか商工労政係といったと思うんですが、それを商工雇用推進係というふうに名前を変えただけでなく、恐らく厚岸町として雇用の促進やあるいは雇用創出に大きな力を注いでいく

んだという、まさに決意を大きく表に出してきたんだろうというふうに解釈しております。ですから、町として全体的にどういうことをやってきたのかということを知っているわけですが、今のお話ですと雇用推進係が学校を出た卒業生の就職先を何%上げたか、その話に終始している。そうすると、厚岸町の行っている雇用の促進・創出というのは、それだけなんですということになります、そのように理解してよろしいですね。

それから、2点目です。ことしは16億円という非常に大きな水道事業が行われました。私は今も申し上げましたとおり、厚岸町はあらゆる機会をとらえて雇用の推進、雇用の創出を進めてくという観点から、この事業についてもその雇用の推進の効果を最大限上げるように取り計らっているものと思、そのことをお聞きしているわけですが、現状では、単に下請に極力町内から選定してほしいというような話でとどまっているわけですか。それから、調査についても今のお話を聞いていますと、工事施工地元貢献度採点表の書類をつくっていて、それからわかるんだという話で終わりなんです。それで、この採点表なるものは指名業者の選定にどのように関連してくるのか。その点も甚だあいまいである。

それで、さきの議会でもいろいろ議論されておりますし、町の中でもいろいろ聞くわけなんです、この下水道事業が一挙に行われたことによって、来年から事業がほとんどなくなってしまう。そうすると、地元でことしこの事業に十分なおかげのなかった業者は来年の先行きが大変心配であると。うちの親方のところがだめになれば、おれの就職先もなくなってしまうというような不安の声をずいぶんと耳にするわけです。だからといって、私は16億円のこの事業がよろしくないとかそういうことを言ってるのではないんです。今回、一挙に16億円をやるという形をとった、例年3億円、3億円とやっていて、来年もまた3億円あるだろうというのができなくなったのが、これは補助金の関係で厚岸町がこの16億円を一気にやることで、厚岸町の持ち出しをぐんと減らすことができるという意味があります。また、その工事を細かく分けることで小さな業者におかげがあるようにできないかという議論も議会でありました。

しかし、そのようなことをすると、経費が非常にかかってしまうからできないんだということもあった。あるいは、一部の業者がずいぶん大きな割合で、いわば受注を受けているじゃないかとか、あるいは「たびの」という言い方を議会では出ていましたけれども、要するに町外の業者を、この場合は入ってきてというよりは指名ですから、厚岸町がいわば入れてやっけてしまっていると。その分、厚岸町内の業者に来てないんじゃないかという声は町の中に現にある。

しかし、それについても一気に16億円という、まさにここの答弁でも出ているように、5倍強の仕事をするためにはそのようなやり方も仕方がないんだということの議会での答弁がありました。この3点を私は聞いてるわけじゃないですよ。全部今までの議会ですらそのように説明を受けて私も納得している。しかし、現実には副作用として町の中には雇用不安というものが広がっているわけです。漠然たる不安であろうと何であろうと広がっているわけです。そうすると、このような形で下水道の大きな事業を行った、それにはそのメリットが十分あるんだけど、その副作用として雇用不安というものが出てきているというのは事実であると思う。

しかし、厚岸町は雇用の推進、創出ということにこれだけ力を入れているわけだから、

当然その副作用についても手当てをきちんと考えていると思う。それをきちんとこの場で説明をしていただきたいわけであります。これが1点目です。

次に2問目に入ります。答弁の中でも触れられておりましたけれども、厚岸町には厚岸町測量保全要綱というものがあるんですね。昨年の9月議会で私このことをお聞きしたんですが、そのときはこういう立派なものがあるということを知りませんでした。したがって、質問は大変稚拙でありました。しかし、そのときの答弁を、今議事録を繰って見ますと、そこでは、そうだそうだお前の言うとおりでないと、担当者もそのことではいろいろ苦勞をしておると、確かにその基準点が飛んでしまうというようなことがよくあるんだというふうにおっしゃっていました。そして、建設課の中であるいは関係各課と地籍の方を入れてその検討をしていきたいと、そういう答弁が出ておりました。

厚岸町測量保全要綱は平成8年にできております。また、厚岸町測量標の移転及び原状回復基準というのも同日でできております。どちらも要綱ですね、訓令ですね。しかし、これが今の答弁のようにきちんと行われているならば、どうしていろいろな工事が行われるたびに基準点が飛んでしまうんですか。この今の答弁をお聞きしていると、最後のところでは、発注側の監督業務と完成検査における確認の徹底が必要でありますというようなことが書いてあるんですが、この要綱によりますと、きちんとそれがされなければならないんですよ。そうするとこれは道や国の事業のときだけ飛んでるんですか。

この要綱というものがあって、手順も全部決められていて、しかもここにはそれぞれの届出書や申請書もろもろが入っています。工事を行う方からはこういうふうにしますという届出書があるし、それに従っていろいろと、この基準点とこの基準点をこのような形でもって保護してくれということをやるように文書も決まっています。それらはどのようになっているのでしょうか。今の答弁からではさっぱりわかりません。もう一度きちんとしたご答弁をいただきたい。

それから3番目に入ります。一般廃棄物の委託業務についてであります。先ほど町長は他の議員の質問に関する答弁の中で、厚岸町の職員のレベルは非常に高いと、道あたりに出す、あるいは国に出す報告書についても非常に要を得たものがきちんと書かれていると、評価も高いと。私もそういう話は常々聞いております。しかし、今回のこの答弁に関してだけは余りに稚拙です。こんなものをもし道や国に出したら笑われますわ。まず一番の問題点がわかってない。わかってて隠しているんなら余計問題ですけれどね。それは、地方自治法の第234条というのが契約の締結について規定しております。ここでは、一般競争入札というものを原則に考えています。そして、例外的にあるいは必要がある場合には指名競争入札や随意契約というものを行ってもよろしいんだと。ただし、それについてはかくかくしかじかと地方自治法並びに施行令の167条を含めてそういうことが書かれています。

そもそも、この一般廃棄物の収集運搬処分業務について、234条の適用があるのかどうかというところから論議は始めなければならないわけですが。廃棄物処理法の第6条、そして施行令の第4条の5項、ここで、一般廃棄物の収集運搬処分については、これは町の固有事務である。

したがって、ここで出す委託という問題は、そもそも地方自治法の234条の適用を受け



る問題ではないんだということについては判例もありますし、それから公法学者の通説でもあります。今時間がないので一々読み上げはいたしません。そこではどのようなことを言っているかという、この収集運搬、そして処分については適正に行われるために、そしてその適正に行うということは全面的に町の義務であるので、したがって、234条による競争入札を原則とすると、安い方がいいということにはならないんだと。それが、この一般廃棄物処理及び清掃に関する法律施行例、これの6条を受けて、委託料が受託業務を遂行するに足る額であることというところまで明記しているわけです。

この点について、どのように解釈し、そして指名競争入札に切りかえるということは、このようなものを受けてなお指名競争入札が厚岸町において適当だと判断したから方式を変えたということだろうと。そのように思うのは当然ですよ。その内容について説明していただきたいと、そのように言っているわけですし、この説明では234条の解釈、一般の物品の売買や、あるいは道路等の土木工事やそういうものについての一般論に終始していて、この業務委託の特殊性に何も触れていない。これでは答弁になっていない、もしくは稚拙な答弁だと言わざるを得ない。もう一度きちんと問題点を整理して答弁をしていただきたい。

その次に、さきの議会でその委託方法についてはいろいろと論議がありました。しかし、今ここで甚だおもしろい言い方をしていますね。「改まった形で説明または報告をしております。」改まらない形でいつ、どこで、どんな報告をしたんですか。議会に報告というのは、改まった形と改まらない形があるんですね。例を挙げてきちんと説明してください。少なくとも、私の知る限り、この件に関して議会での報告というものはなかったと記憶しておりますが、いかがでしょうか。

そして、なかったということを前提にしてこれからのことを申し上げますので、ちゃんと報告をしてたんだと言うのであればおわびいたしますが、これも時間がないから先にやっちゃいますけれども、さきに墓地条例の関係でお聞きしたときも、議会での論議があったものについても、たまたま規則であって、議会に対して報告義務のないものについては何ら報告がなかった。今回もこの委託方法を変えるというようなことは議会に対する報告義務はないのはよくわかります。ですから、あるとかないとかというようなことで答弁は要りません。

ただし、これだけ議会で論議されたものについても全く報告がないとなれば、口を開けばやれ議会との協働だとか、車の両輪だとか、実に心地よい言葉は飛び交うけれども、実際の行動から見ていくと議会なんていうのはこの程度のものよという本性がかいま見える。そのようにしか思えないんだけど、これは私のひがみでしょうか。事実をきちんと明らかにした上でご答弁をいただきたい。

これが2回目の質問とさせていただきます。

- 議長（稲井議員） 3時休みに議会運営委員会が入りましたので、答弁は休み後にしたいと思いますけれどもいいですか。ご了承願いたいと思います。

それでは休憩いたします。再開は3時30分といたします。

午後2時56分休憩

●議長（稲井議員） 本会議を再開します。

1 番議員の 2 回目の質問に対する答弁を行います。  
町長。

●町長（若狭町長） それぞれご質問があったわけでありますが、私からはまず、雇用については担当から答弁させますが、16億円に関する公共下水道の問題の雇用について答弁をまずさせていただきます。

今日厚岸の経済、大変疲弊いたしております。私といたしましては、建設業は地域の経済と雇用を支える重要な産業と考えておりまして、地元建設業の振興発展に最善の努力をさせていただいております。

そういう中で、本年度の16億円にわたる公共下水道が発注されたわけでありまして。その中で私は、この議会で公共工事の事業の発注について同じことをお話ししているかと思うかもしれませんが、その点についてはご了承賜りたいと思います。

厚岸町における競争入札につきましては、先ほど地方自治法234条の契約締結のお話がありましたけれども、原則として一般競争入札であります。しかし、厚岸町におきましては、厚岸町における指名競争入札参加指名基準に基づきまして、契約の適正な履行の確保ができる範囲内において地元業者の育成に努めなければならないとの考え方により指名競争入札を実施し、厳正かつ適正に行っております。

今回も同様でございます。そういう意味において、先ほど第1回目の答弁でお答えいたしましたように、地元雇用の創出が大幅に伸びたという結果であろうと、そのように私は考えております。また、そのことも十分に踏まえながら、今回の工事発注に当たっております。

続きまして、一般廃棄物の随意契約から競争入札にした関係であります。室崎議員お話ありましたとおり、一般廃棄物の収集運搬処理処分は町の固有事務となっております。これは地方自治法第2条で明確になっております。そういう中で、契約の締結方法は競争入札または随意契約のいずれかにするのかは長の裁量にゆだねられています。この点、ご理解をいただきたいと思います。

また、第1回目の答弁に対しまして、町議会に対して改まった形で説明または報告を行っておりませんに於いての質問であります。室崎議員もご承知のことと思いますが、平成18年3月議会定例会の予算特別委員会における質疑の中で、この問題について競争入札に付していることを説明させていただいております。

以上、私から主なものを答弁いたしました。あとのほかの問題については担当から答弁をさせます。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） お答え申し上げます。

まず最初に、質問者ご指摘のとおり、商工雇用推進係の一部事務のみの答弁というような形になりましたことをまことに申しわけなく、十分質問者の意を理解することができず偏った答弁になったことをおわび申し上げます。

いずれにいたしましても、行政の役割、そして同じ行政の中でもハローワークの役割等を含めて厚岸町内における雇用の創出、さらには失業対策等、私どもの業務の中ではいろいろございます。それらと連携を図りながら、今後も取り進めていきたいと考えてございます。

それから、雇用不安等の関係でございました。そういう中では今回下水道工事そのものが16億円という大型工事になって、それなりの工事波及は大きいものと考えておりますし、単なる公共工事だけではなく、特に今年度、下水道の汚水管整備をすることによって来年供用開始になる。開始になることによって各家庭が公共ますにつなが。その管のつなぐ工事もあることながら、家の増改築等もつながってきて、その場でも関連する業者さん等の雇用の場の創出にもつながるのではないのかなど。数字ではなかなか今お示しすることができませんけれども、今回の雇用の創出とか促進という形の中では、十分そういう形で今後生かされてくる。

ただ、数字でお示しすることができませんけれども、そういう考え方でおりますのでご理解願います。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私の方から測量基準点についてのご質問について回答いたします。

まず、道や国だけが基準点を飛ばしているのかというご質問でございますけれども、これにつきましては町の工事においても基準点を紛失しております。

それから、厚岸町測量標保全要綱、この要綱があるのになぜくいがなくなるのか、どのようになっているのかということでございますが、これは工事を行う担当者に要綱の認識がないといったことから、くいが飛ばされたりしているわけでございます。要綱がつくられたときには、各課へ周知を行っておりますが、実際の運用が的確にされていなかったと言えることでございます。昨年の議会での指摘があったときにも、各課へ周知を行っておりますけれども、それでもまた同じことがことしになって発生をしております。再度、そのときにおきましては周知をしたところではございます。水道管などありますと、必ず設計前に工事の担当者は調べるのが当たり前のことになっております。

こうした測量基準点も、確認等が当たり前になるように担当者等へ周知していかなければならないと考えている次第でございます。

●議長（稲井議員） 1番。

残り時間18分あります。

●室崎議員 まず1点目の、雇用対策についてであります。竜頭蛇尾という言葉もあるけれども、町としての雇用促進、創出という点から考えると甚だ不満であります。

まず第一に、雇用推進係というようなものをつくってまで雇用の促進を行っていくという意気込みはあるんでしょうけれども、実際に何をやっているかということになると、甚だもって抽象的な、強いて言うならば、卒業生の就職先のあっせん程度で終わっているのであるならば、あえてこんなものをつくってやるまでもないんじゃないかというふうに評価されたときに何て答えますか。あらゆる施策において、どのように雇用を促進するかという視点が見当たらない。

また、今例として、そういうわけで今回の16億円の事業の問題を挙げただけけれども、これとて結局は、そりゃたくさんやればそのときだけは一時的にもとにかく人は動くでしょう。でも、それによって次の事業がなくなる。そのことについてどのような手当てを考えていくのかという視点がない。

聞いていけば、次にそれに付随した事業が出てくると思うからと。そりゃ、当たり前のことだ。現実には仕事をしている人たちの中から不安感が出ているということは、町のそのような説明が余りにも空理空論だからじゃないですか。それでお聞きしているわけです。

そういう意味で、今まさにこの16億円を一遍にやったことによって町外の業者もどんと入れなければならなかったろうし、いろいろな副作用が出た。少なくとも、町内の業者の育成、雇用確保という点からいってですよ。だから、それに対してどのような積極的な手当てがなされるのかということをお聞きしている。それに対して、この後ともいろんな事業はあるだろうからと言うのでは、余りにも人ごとという感じがするんですが、いかがでしょうか。

それから、測量基準点の確保については要綱があって、そこにも手順がきちんと決められているんですよ。それなのにどんどん基準点が飛んでるんですよ。そうすると、この要綱というのは有名無実じゃないのかと言っているんですよ。要綱はつくったけれども、横に置いてということにはならんでしょう。だから、要綱できちんと手順が決められているならば、まず現地でもって、どの点とどの点を保護しなければならないということを担当者が教えなければならないですね。そして、それに従ってきちんとした工事がなされたかどうかの確認をしてなければなりませんね。

今、この下水道事業に関していうと、16億円ですから、町じゅうがおっちゃらかしてるような状況になっていますよね。当然、終わったところから一つ一つ確認しているわけですね。要綱に従って。それから要綱によると、工事を行う前にはそういう届出書が出ているわけですね。それもきちんと出ているわけですね。そして工事が始まる前にも打ち合わせしているわけでしょう。そういうことを聞いているんです。どの地区がどうなると、そんなことはいいですよ、個々のことは、時間も無いんだから。ただ、そういう手順で仕事が進んでいますかということなんですよ。それでなければ、どんなに立派な要綱をつくっても意味ないですよ。そういうことです。

それから、3点目に行きますけれども、234条の適用がない。したがって、一般競争入札にするか指名競争入札にするか随契にするか、自由裁量である。当たり前ですよ。だから、私言ったんですよ。234条の適用がないという問題について論じてない。そこから始まるんでしょ、話は。それが何か答弁の内容かのように町長おっしゃるのは、これはちょっといただけんですね。自由裁量だからこそ、どれにするか選ぶわけですよ。どれ

にするか選ぶということは、AとBとCがあった中のAにするというよりは、BやCよりAがいいから選ぶんでしょ。その理由を聞いているんですよ。まさか、阿弥陀くじで引いたわけじゃないでしょ。こっちの方がいいから決めたんでしょ。

それが、この廃棄物処理並びに清掃に関する法律の6条並びにその令の4条の法意に従って、随意契約よりは今回指名競争入札に切りかえたんだから。その方がいいと判断したその理由と言って聞いているんですよ。通告書にもそうやって書いておきましたよ。それに対して2回目の質問をした答弁についてまで出てこないということはどういうことなんですか。担当者は、そういう勉強をしていないんですか。そんなものはいろはでしょ。あなたたちの参考書を見ればどれにでも書いてある。

静岡地裁があって、札幌高裁があって、そして今は東京高裁も何か出てきましたね。それから、それに関連するので最高裁にも出ていますよ。いろんなところからこの、いわゆる公法上の契約と司法上の契約というものについて、きちんと考えてやらなければだめだと。そして、その固有事務を扱う場合の公法上の契約というものについては、これは受注者の、例えば、請負や委任の受注者の責任にとどまらないということを公法学者も皆書いていますよ。そここのところを聞いている。

それから、最後の点について、議会の議論の中で言ってるんだということになると、ちょっと私は解せないんですね。このとき、担当課長、そして助役、それから町長答弁しています。町長は先ほどおっしゃったように、地元業者の育成という点から考えて進めてきているんだと言っている。助役は、今までのいろいろな経緯を言って、随意契約というのは何も不思議ではないんだということを言っている。担当者もそのような答弁をしている。そして最後の方で助役は、それらを勘案してごみの方について競争入札を1回はやったけれども、それ以来随意契約という形をとっておりますけれども、なるべく言ったことは配慮しながら競争原理が働くような手法がとれないかどうか、もう一度検討して仕事を進めてまいりたいという答弁にとどまっている。検討してみたいということがやりますということなんですか。これ、特殊用語になりますね。私にはそういうふうには通じません。検討すると言ったから検討するんだなと思っていました。

これをもって、議会の中で既にもう指名競争入札でやりますと言ったんですと言われても、こちらはわかりません。そのようなあいまいもことした話で、意が通じるというようなお考えはやめていただきたい。きちんとした、やはり連絡というものは必要であるろうと、そのように思います。

以上の点についてご答弁をいただきたい。

●議長（稲井議員） あと9分あります。

町長。

●町長（若狭町長） 9分だそうですから簡単に、ご理解いただければと思いますが。

まず、来年の公共事業を含めてのお話であります。本年度の厚岸町における公共事業、特に16億円、さらにはまた真龍小学校17億円、等々の財源の捻出の見通しがついたから今日の予算提案ということになったんです。

(「それはわかっていますよ、よくわかっています」の声あり)

- 町長（若狭町長） ですから、毎年毎年この程度の事業ができればいいんですけれども、今日の財政の厳しいときには、優先順位を踏まえて厚岸町のまちづくりに当たっての予算を組んでいかなければなりません。

しかしながら、建設業は、先ほども答弁いたしました、厚岸町の雇用、経済を守っております。

このことも十分に踏まえて来年の予算編成をしなければならないと、そういうふうにしておりますのでご理解いただきたいと思えます。

それと、もう一つの、廃棄物の関係なんです、室崎議員よくご承知だと思うんです。既に同じようなことで判例が出ています。地方自治法を前提とした判例、また最近では、前提としない判例も出ています。ですから、同じような諸司法が起きている中での法解釈、いろいろあると思えますが、しかしながら、私が今改めて室崎議員からこういう答弁をしているというお話を承りまして、そういうことで私の姿勢というのは変わっていないということを改めてお話ししたいと思えますが、3年間やりました。しかしながら、地元企業が落札いたしております。そういうことを考えますと、地方の業者がこれだけの事業をやるのには、やはり難しい点があるのではなかろうかと推察するところでもございます。

ですから、3年間やった結果を踏まえながら、来年に向けて、検討と言うとまた検討とは何かと言われるかもしれませんが、検討させていただきたいと、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと思えます。

- 議長（稲井議員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） 測量標保全要綱に沿った届け出が出されているのかということですが、これにつきましてはまだ先月まで届け出は出されておられません。そこで、これを調べまして今行われている工事すべて調査をいたしまして届け出を出すように指示をして済ませております。

以上でございます。

(「他の問題は、他の手順はどうなってるのですか。要綱に基づいた手順が全部されているかと聞いたんですよ」の声あり)

- 議長（稲井議員） 建設課長、答弁漏れ。

- 建設課長（佐藤課長） はい、すみません。

要綱に基づいた手順がされているかということですが、それにつきましてもつい先ほどまではそういった手順は認識されていない中でやられておりましたので、されていないようでありました。それで、これらの手順についても各担当者に一応周知しております。この手順に沿って作業が進むよう、それから、くい等基準等が調べてな

ければ、やっている工事についても調べて、すぐ届け出を出すよう指示したところございます。

●議長（稲井議員） 以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、14番、田宮議員の一般質問を行います。

14番。

●田宮議員 本定例会に当たりまして、私は通告をいたしました問題について一般質問をいたします。

1つは、税制改革がことし、去年、おととしと3カ年にわたって行われておりますけれども、この町民への影響についてであります。

1つは、課税最低限が変化をいたしておりますが、各控除額はどう変わったのか。平成16年から17年、18年、所得税、住民税について資料によって示していただきたいのであります。

次に、本年度から新たに課税世帯になり非課税基準で活用できた制度から排除される件数と額について。裏返しに言えば、このことによって町の増収分が幾らになるかということでもあります。

次に、税制改革の町民への影響について、3番目の問題として、公的年金等控除の縮小と国保税への影響について具体的に示していただきたいものであります。

最後に、障害者自立支援法の利用者負担の軽減制度をぜひ確立していただきたいということでもあります。

以上で、第1回目の質問を終わります。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 14番、田宮議員のご質問にお答えいたします。

税制改革の町民への影響について、まず、課税最低限の変化、各控除額はどう変わったのかについてであります。お手元の資料のとおり所得税、住民税について課税最低限の変遷を示させていただきます。給与所得者世帯で夫婦、子供2人の場合、平成18年の所得税では325万円、同年度の住民税では270万円となっているところであります。

各控除額等の主なものについて所得税で申し上げますと、平成16年1月から配偶者特別控除上乘せ部分38万円の廃止、平成17年1月から老年者控除50万円の廃止、公的年金等控除が140万円から120万円に縮小され、平成18年1月から定率減税の率が20%から10%に縮減されているところであります。

次に、2006年度から新たに課税世帯になり非課税基準で活用できた制度から排除される件数、額についてであります。本年度から新たに課税世帯となった、いわゆる65歳以上、125万円以下の非課税措置廃止に係る部分では、件数で397件、税額では143万7,900円と試算されるところであります。

ご質問の、非課税基準で活用できた制度から排除される件数と額についてであります。

が、この試算をもとに推計できる主な制度等として、介護保険料への影響を試算いたしますと、件数で482件、保険料額では305万1,100円となり、町財政増収分の一部になると考えられるところであります。

次に、公的年金等控除の縮小と国保税への影響についてであります。同控除額は昨年度まで140万円だったところであります。本年度から120万円になったことに伴い、国民健康保険税の所得割が新たに課税となる世帯が15世帯、税額で5万5,500円、増額になる世帯が298世帯、税額で338万7,800円、合わせて313世帯、税額で344万3,300円と試算され、当該控除の縮小に伴う国民健康保険税へ影響額としては増額となっているところであります。

次に、障害者自立支援法についてのご質問であります。障害福祉サービスの利用に係る利用者負担は、本年4月1日から原則1割を負担するという内容になりました。

本人の所得に応じた上限額の設定、減免措置の設定、低所得者に対しては社会福祉法人減免の制度、利用者負担に伴い、生活保護へ移行する利用者に対しては個別に負担上限額を引き下げる措置が設定される仕組みにより、利用するサービスによっては幾つかの減免措置が組み合わさっております。

このような状況の中、町では、児童デイサービスの利用において、これまで重視してきた早期療育を引き続き行う必要がある観点から、保護者の経済的負担を考え、利用しやすいサービスとするためにも利用者負担の軽減対策を実施する必要があると考え、障害者自立支援法の見直しが行われるまでの3年間、支払うこととなる利用者負担の2分の1について、厚岸町児童デイサービス利用者負担軽減措置対策費交付規則を制定し、本年4月1日から実施しているところでございます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 14番。

●田宮議員 2回目の質問になります。

平成16年、所得税から導入された配偶者特別控除、これが廃止になりました。さらに、70万円もの高齢者控除、老年者控除50万円プラス公的年金等控除20万円、この70万円がなくなって、生活保護基準以下の収入まで課税ベースが下げられたのではないかとこのように考えておりますがいかがでありますか。

さらに、新たに課税世帯になり非課税基準が活用できた制度が排除される、こういうことで1か月分以上の生活費がなくなってしまうほどの衝撃に見舞われた。そのことが十分に説明をされなかったと。そのために、増税の衝撃が2倍にも3倍にもなったというふうに考えておりますが、このことについて、町がどのような説明をなさってこられたのか。お聞かせをいただきたいのであります。

さらに、65歳以上の年金非課税は不公平ということで、それを最大の攻撃目標にして65歳夫婦の所得税課税最低限は3年間で339万円から211万円に引き下げられました。また、住民税課税最低限は、324万円から201万円へと、38%引き下げになったわけでありまして。この影響についてお聞かせをいただきたいのであります。

もう少し詳しく言えば、こういうことによってどのような影響が出ているのか。北海



道全体でいえば、本年度、道民14万5,000人が非課税者から新たな課税者になったというふうに言われています。この厚岸町では、どのような状況でありましょうか。

次に、これは札幌市の例であります、高齢者の31%が新規課税か増税者になったというふうに言われております。その中身は、老年者特別控除廃止で10億5,000万円、公的年金等控除の縮小で45億円、老年者の非課税措置廃止で1億5,000万円、加えて定率減税の縮減で34億円、本年度に非課税者から新たに課税になった高齢者が3万人、課税だったが増税になったのが7万人、合計10万人と。これは札幌の例でありますけれども、厚岸町では具体的にどのような影響が町民に及んでいったのか。もう少し具体的にご説明をいただきたいというふうに思います。

それから、国保税の賦課方式については旧但し書き方式、いわゆる所得額に料金を掛けるものであります、実は年金生活者は収入が下がったのにもかかわらず、所得額が20万円上がるという奇妙な現象に見舞われているようであります。公的年金等控除が20万円縮小されたがためにこうなったのであります。いわゆる国保税の所得割額が上昇したためであります。それは、住民税の税率のフラット化であります、所得200万円以下ですと町道民税合計で5%でありましたが、2倍の10%にするということになっていきます。逆に所得700万円以上でありますと、13%から10%に下がる。そういう仕掛けであります。これは税金の応能負担原則に反することが既に決められたというふうに言えると思います。国は所得税を現行4段階から6段階に広げる。最低税率を10%から5%に下げるので影響が出ないと説明をしているようでありますが、そうではないのではないのでしょうか。第1に所得税率5%は、所得195万円以下の人だけでありまして、超えると10%になるわけであります。

2つ目には、所得税はかからないけれども住民税だけという人は単純に2倍になるというふうに言われております。平成10年度は調整減税を実施してございましたけれども、今後どういふふうになるのでしょうか。わかった点があれば教えていただきたいということになります。

次は、定率減税の廃止。これも大きな増税の影響を及ぼすということになるわけでありませう。

以上のようなことについてお答えをいただきたいというふうに思います。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） それでは、お答え申し上げます。

まず、平成16年度から配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止、老年者控除の廃止、お配りの資料の裏面の2ページの方に記載させていただいておりますが、公的年金等控除の改正、これらに伴いまして影響額ということで、先ほど町長の方から答弁させていただきましたが、この件につきましては試算上、町道民税、いわゆる町税等で試算させていただいております。確かに影響額としては、税率が改正されたわけでは当然ございません。これら控除が少なくなったことによって所得がふえるということによりまして、いわゆる税金の増額ということは質問者おっしゃるとおりでございます。

この件の影響額につきましては町長の方から答弁させていただいておりますが、全体

的な影響で申し上げますと、先ほど町長の方では介護保険料等々の数字は申し上げておりますが、町全体のお話では説明してございません。これで、町全体の説明としては、税のほかに当然、今町長の方から答弁があった介護保険料への影響、それからいわゆる所得基準、課税基準を適用してございます保育料等々がございます。これらをすべて控除による減として、控除がなくなったことによる増としてカウントいたしますと、630万円ほどの影響額がカウントされてございます。ちなみに、介護保険料は先ほど申しましたとおり305万1,000円、保育料では328万3,000円、それからあとは若干の数字ですが、身体障害者等補装具等では2万2,000円程度で、これらの合計がそのようになってございます。これらの件につきましては影響でございます。

それで、次の、控除がなくなったことによりまして、収入は当然変わりませんが、所得として税が賦課されることによって、税として納めることによって生活保護者等の収入基準よりも生活する可処分所得が低いのではないかとということでございます。私どもそのようには考えてございません。私どもの計算上はあくまでも収入、それから所得控除、そして税金を考えまして税金を差し引いた額が可処分所得というように考えてございます。それが逆転はしておらないように私としては認識してございます。

それから、3点目の、65歳以上の影響額で高齢者の数でございますが、これは先ほど65歳以上、125万円の非課税措置が廃止になった部分のことでございます。この影響額につきましては先ほど町長の答弁にあったとおり397件の143万7,000円ということになってございます。

それから、定率減税の件でございますが、定率減税につきましては本年3月の当初予算の方で説明させていただきました。これは町民税に限ってのお話でございますが、所得税でいう20%、町民税でいう15%が半減、縮減されたということによりまして影響額といたしましては、1,965万1,000円というように私説明させていただいているところであります。

これらもろもろの所得控除、それから定率減税、公的年金等の縮小、これらをすべての一般的にいう控除の廃止というふうにとらえた場合におきましては、質問者おっしゃいますとおりすべての所得、特に年金生活者におきましては新聞報道等によりまして収入で申し上げますと、2003年が304万円の方が2005年では196万円で課税になるというように計算をされてございます。これは、一般的な、いわゆる夫婦2人での計算でございますが、そのような計算もございます。

それから、これは札幌市、先ほど質問者おっしゃったあれで、札幌市の夫婦2人の例でございますが、65歳以上公的年金収入のみの方で2005年分の公的年金収入が245万円の場合、これが税額として所得税が2万9,400円かかると。

これが公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止、定率減税の縮小、これらを2006年度に当てはめた場合、住民税で8,400円の課税、所得税で3万3,100円の課税ということで、質問者おっしゃいますとおり年金生活者における課税、諸控除の廃止による影響は多大になっていることは、質問者のご指摘のとおりでございます。

そこで、こういう非課税関係につきまして町民の皆様方にどのような説明をされたかということでございます。まことに簡単な説明になるかもしれませんが、毎年申告の時期の前に、ことしはこのように控除が廃止になりましたとか、そういう形式的な

申告時期の案内ですとか、それに合わせて税制改正にかかわる控除等の記事の掲載というところで説明させていただいている程度でございます。

お答えになったかどうかはわかりませんが、一応ご答弁とさせていただきます。

●議長（稲井議員） 14番。

●田宮議員 繰り返し同じようなことを聞くようになるかもわかりませんが、もう少し問題を絞ってお尋ねをしますが、1つはこの公的年金控除の縮小です。これは、具体的にどういうふうになっているのかということでもあります。公的年金等の控除の額は年金額によって当然決まりますし、算出方法は年金額に応じて違う算式を適応する仕組みになっているということでもあります。また、65歳未満と65歳以上では金額は違う。65歳以上の控除額が多くなる仕組みになっていたんでありますけれども、国は高齢者だからというだけで優遇する必要はないと。こういうことで65歳以上の控除を縮小してしまうということでもあります。具体的には、改正前は年金額掛ける25%プラス75万円、最低保障が年収460万円の場合、最低保障が140万円と。これはこの後どういうふうが悪くなったかということ、年収410万円、年金額25%プラス、37万5,000、最低保障額は120万円ということに悪くなるわけです。そういうことで、具体的にどうなのかと、もう一回お答えをいただきたいと。

それから、老年者控除の廃止について、これは基礎控除や配偶者控除と並ぶ人的控除の一つ、このようなことはあなたにお話するのは釈迦に説法ということになると思うんですが、納税者本人が65歳以上の高齢者である場合に、所得税で50万円、住民税で48万円を所得から控除する、そういう制度であります。先ほど言ったように国は高齢者でも所得の高い人がいる、高齢者だからという理由だけで優遇する必要はない。この老年者控除は廃止されてしまったんです。この影響なんかについて具体的にお示しをして、そのお考えをお伺いしたいと。

以上です。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず、1点目の公的年金等の控除の推移でございます。ご質問者おっしゃいますとおり、65歳未満の者につきましては130万円未満は70万円を限度と、それから130万円以上から770万円以上までもろもろの計算式が当然でございます。それから、65歳以降の者、これは330万円未満、これは保障が120万円。それから、330万円以上770万円までもろもろの計算式でこれは開始されてございます。

このことによりまして、要するに、町にどのような影響があったのかということでございます。これも先ほど答弁の中に数字をお示しさせていただきましたが、いわゆる公的年金等の改正によりまして影響として出てくる数字は先ほどの数字のとおりでございます。この縮小に伴う数字は答弁のとおりでございますので、省略をさせていただきます。それから、老年者控除の50万円の廃止、それから住民税の48万円の廃止につきまし

では、この説明の中では推計値について説明をしておりません。老年者控除の所得税でいう50万円の廃止、それから町道民税でいう48万円の廃止の影響額につきましては、今ここでお示しできる資料がございませんので……

(発言する者あり)

- 税財政課長(佐藤課長) 試算はできますが、今ここでお示しできる資料がございませんので、もしよろしければ機会を見て説明をさせていただきたいと思います。

まことにこの辺まで推計値を、試算値を出しておらなかったことについておわび申し上げます。

- 議長(稲井議員) 以上で、田宮議員の一般質問を終わります。  
その資料につきましては予算でひとつ聞くようにしてください。  
皆様にお諮りしたいんですが、これでおやめになるか……

(発言する者あり)

- 議長(稲井議員) 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(稲井議員) ご異議なしと認めます。  
よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。  
ご苦労様でした。

午後4時22分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成18年9月13日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員